

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 7 0 号
発行日 令和 8 年 8 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市印鑑条例の一部改正
(市民・国保課)・・・1
- ・綾部市職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部改正
(職員課)・・・2
- ・綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・3
- ・綾部市立保育園設置及び管理
に関する条例の一部改正
(子育て支援課)・・・7
- ・綾部市特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の
一部改正
(子育て支援課)・・・8
- ・綾部市家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・13
- ・綾部市消防団員等公務災害補
償条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・16

○規 則

- ・綾部市会計規則の一部改正
(会計課)・・・17

○告 示

- ・令和 8 年 6 月綾部市議会定例
会において議決を経た予算の
要領の公表
(財政課)・・・18
- ・綾部市地域生活支援拠点等整
備事業実施要綱の制定
(障害者支援課)・・・19
- ・綾部市障害者等緊急時等対応

事業実施要綱の制定

- (障害者支援課)・・・26
- ・綾部市若年がん患者在宅療養
支援事業助成金交付要綱の制
定
(保健推進課)・・・33
- ・綾部市がん患者アピアランス
ケア支援事業助成金交付要綱
の制定
(保健推進課)・・・42
- ・綾部市緊急金融支援信用保証
料補助金交付要綱の制定
(商工労政課)・・・48
- ・綾部市飼い主のいない猫の不
妊・去勢手術費等補助金交付
要綱の制定
(保健推進課)・・・53
- ・綾部市がんばろう！農業生産
及び畜産緊急サポート事業補
助金交付要綱の制定
(農政課)・・・60
- ・綾部市医師 U I ターン開業支
援事業補助金交付要綱の制定
(保健推進課)・・・65
- ・綾部市医療機関エネルギー価
格高騰対策交付金交付要綱の
一部改正
(保健推進課)・・・85
- ・綾部市社会福祉施設等電気代
高騰対策応援給付金交付要綱
の一部改正
(障害者支援課)・・・88
- ・綾部市立保育園乳児等通園支
援事業実施要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・89
- ・農林水産業間接補助事業補助
金交付要綱の一部改正
(農政課)・・・90
- ・綾部市緊急金融支援信用保証

料補助金交付要綱の一部改正 (商工労政課)・・・92	・市道高津旭線舗装工事その1 条件付一般競争入札について (監理課)・・・134
・綾部市福祉医療費支給事業実 施要綱の一部改正 (子育て支援課)・・・93	・綾部市学校給食調理業務に関 する公募型プロポーザルの実 施について (学校教育課)・・・144
・綾部市障害者自立支援医療特 別対策費支給事業実施要綱の 一部改正 (障害者支援課)・・・94	・公示送達 (税務課)・・・167
○訓令甲	・公示送達 (税務課)・・・168
・綾部市個人情報等管理規程の 一部改正 (総務課)・・・95	・公示送達 (税務課)・・・169
・綾部市職員表彰規程の一部改 正 (職員課)・・・96	・第26期綾部市農業委員会第 1回総会開催について (農業委員会)・・・170
○公 告	・農地中間管理事業の推進に関 する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の認可につい て (農政課)・・・171
・公示送達 (税務課)・・・97	・市道綾部工業団地線舗装工事 条件付一般競争入札について (監理課)・・・172
・公示送達 (税務課)・・・98	・なかすじ児童センター空調設 備工事条件付一般競争入札 (分離発注受注制限方式)に ついて (監理課)・・・182
・住民票職権消除者公告 (市民・国保課)・・・99	・清山荘照明設備改修工事条件 付一般競争入札(分離発注受 注制限方式)について (監理課)・・・192
・綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表 (下水道課)・・・100	・湊垣町外配水管布設替工事条 件付一般競争入札(取り抜け 方式)について (監理課)・・・202
・公共下水道管渠築造(8-1) 工事と公共下水道関連配水管 布設替(8-1)工事公募型 指名競争入札について (監理課)・・・101	・岡安町配水管布設替工事条件 付一般競争入札(取り抜け方 式)について
・高倉公園第1・第2テニスコ ート全面改修工事公募型指名 競争入札について (監理課)・・・113	
・原子力災害避難ヘリポート整 備工事条件付一般競争入札に ついて (監理課)・・・124	

	(監理課) . . .	212
・ 小貝町配水管布設替工事条件 付一般競争入札（取り抜け方 式）について		
	(監理課) . . .	222
・ あやべ温泉等 E S C O 事業に 関する公募型プロポーザルの 実施について		
	(観光交流課) . . .	232
・ 所有者の判明しない猫の収容 について		
	(保健推進課) . . .	294
・ 綾部市職員採用試験の実施に ついて		
	(職員課) . . .	295
・ 公示送達		
	(税務課) . . .	308
○ 消防本部告示		
・ 綾部市火災予防条例に基づく 指定催しについて		
	. . .	309
○ 上下水道事業管理規程		
・ 綾部市企業職員給与規程の一 部改正		
	. . .	310
○ 教育委員会告示		
・ 令和 8 年度第 4 回綾部市教育 委員会会議招集告示		
	. . .	311

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 6 号

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例

綾部市印鑑条例（昭和 5 0 年綾部市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「個人番号カードであつて」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 7 号

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表災害派遣業務手当の項中「8 4 0 円」を「1, 1 2 0 円」に、「1, 6 8 0 円」を「2, 2 4 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 8 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 6 条第 1 項ただし書中「及び第 2 7 条の 3 第 1 項」を「並びに第 2 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 7 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- （1）所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （2）法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 4 2 条の 1 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）を有する者
- （3）法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の

前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第52条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第8条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第11条の2第3項から第6項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項及び第9項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第

7 条の改正規定及び附則第 8 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 5 2 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 2 3 条第 2 項の改正規定並びに附則第 8 条の 4 の改正規定及び附則第 1 0 条の 2 の改正規定 令和 1 0 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）第 2 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 2 7 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の綾部市市税条例第 2 7 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例附則第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等（同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

- 2 新条例第52条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 9 号

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

- 3 一時預かり事業、延長保育事業又は乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は、別表に定める額を納付しなければならない。
- 4 保育料及び乳児等通園支援事業の利用料は、市長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 2 0 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 1 条・」を「第 5 1 条一」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に、「規定する小規模保育事業」を「規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

（6）の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

（1 1）の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

（1 1）の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

（1 1）の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第 4 項において「選考方法」という。）」を加え、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「これらの項に規定する選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考の方法」を「選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第２８条」を「同法第２８条」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」に改め、「定員」の次に「の総数」を加え、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「附則第３条」を「附則第４条」に改め、同条第２項を次のように改める。

- ２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分

して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「教育・保育給付認定」を「法第20条第4項の規定による認定」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、」を「前2項の」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給

付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項並びに第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項を「第１４条第１項」に改め、「関する規程」の次に「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第５１条第１項中「が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条」を「第５２条」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条」を「含む。第５２条」に、「子どもの数」を「子ども」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定に基づき」を「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に

は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条）」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 2 1 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は」を「若しくは」に改め、「行う」の次に「場合又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第 1 8 条第 6 号中「定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 2 7 条中「B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）

を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることがで

きる体制を確保しなければならない。

第４８条中「第４８条において準用する第４号」を「第４号」に改め、「と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第３条中「事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第２９条第３項」及び「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 2 2 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「協力したことにより」を「協力し」に、「業務に従事し」を「業務に従事したことにより」に、「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の綾部市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 1 6 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 3 3 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 4 条第 4 号及び第 6 5 条第 3 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 9 号）
- 2 令和 7 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 3 令和 8 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）

（以下揭示済）

綾部市告示第 1 4 4 号

綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等の生活を地域全体で支えるための支援体制を整備することを目的とした綾部市地域生活支援拠点等整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点等 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 6 号）に規定する地域生活支援拠点等をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (3) 障害児 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、綾部市とする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第 4 条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談その他必要な支援 緊急時の支援が必要な世帯の把握、登録及び常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 介護者又は障害者等の状況変化等による緊急事態の受入れ及び対応並びに短期入所の利用支援を行う機能
- (3) 体験の機会及び場の提供 共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保及び養成 専門的な対応を行うことができる体制確保及び人材養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
(事業所の登録)

第5条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業所（以下「事業所」という。）と分担して機能を担う体制を整備するため、事業所の登録を行うものとする。

2 事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所であること。

(2) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設であること。

(3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定に係る一般相談支援事業所であること。

(4) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者の指定に係る特定相談支援事業所であること。

(5) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所であること。

(6) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設であること。

(7) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定に係る障害児相談支援事業所であること。

(登録の申請)

第6条 前条の登録を受けようとする事業所は、綾部市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、綾部市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した事業所（以下「登録事業所」という。）を綾部市地域生活支援拠点等事業所登録名簿（様式第3号）に記載するものとする。

(登録の変更等)

第8条 登録事業所は、第6条の申請内容に変更が生じたときは、綾部市地域生活支援拠点等事業所登録変更・廃止届（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、当該登録を廃止するときは、廃止する1か月前までに市長に届け出なければならない。

(記録の整備等)

第9条 登録事業所は、第4条の機能の実施内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあったときは、当該記録を提出するものとする。

(秘密の保持)

第10条 登録事業所の従事者又は従事者であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(登録の取消し)

第 1 1 条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が第 4 条各号に掲げる機能を有しなくなった場合
- (2) 登録事業所が第 9 条に規定する記録の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、登録事業所が不正をし、又は著しく不当な行為をしたと市長が認める場合
(調査等)

第 1 2 条 市長は、登録事業所に対し、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施し、報告を求めることができる。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 所 在 地
事業所名
代表者名

綾部市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話番号： メールアドレス：
事業の種類	
事業所番号	
担 う 機 能	☐ (1) 相談その他必要な支援 ☐ (2) 緊急時の受入れ及び対応 ☐ (3) 体験の機会及び場の提供 ☐ (4) 専門的人材の確保及び養成 ☐ (5) 地域の体制づくり

・添付資料

運営規程の写し（事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定するもの）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市長

印

綾部市地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、綾部市地域生活支援拠点等事業所の登録につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

記

登 録 の 可 否	可 ・ 否
事 業 所 番 号	
事 業 の 種 類	
フ リ ガ ナ	
事 業 所 名 称	
事 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話番号
担 う 機 能	☐ (1) 相談その他必要な支援 ☐ (2) 緊急時の受入れ及び対応 ☐ (3) 体験の機会及び場の提供 ☐ (4) 専門的人材の確保及び養成 ☐ (5) 地域の体制づくり
登 録 日	年 月 日
却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第3号（第7条関係）

綾部市地域生活支援拠点等事業所登録名簿

年 月 日現在

No.	事業所番号	事業所名称	事業の種類	事業所所在地	担当機能	登録日

※担当機能

- (1) 相談その他必要な支援
- (2) 緊急時の受入れ及び対応
- (3) 体験の機会及び場の提供
- (4) 専門的人材の確保及び養成
- (5) 地域の体制づくり

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 所 在 地

事業所名

代表者名

綾部市地域生活支援拠点等事業所登録変更・廃止届

綾部市地域生活支援拠点等事業所の登録について、下記のとおり（変更・廃止）したいので、綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業の種類		
事業所番号		
区分（該当事項に○）	変 更 ・ 廃 止	
変 更 （ 廃 止 ） 理 由		
変 更 す る 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 （ 廃 止 ） 日	年 月 日	
添 付 書 類	運営規程の写し（事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定するもの）	

綾部市告示第 1 4 5 号

綾部市障害者等緊急時等対応事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市障害者等緊急時等対応事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱（令和 8 年綾部市告示第 1 4 4 号。以下「拠点等整備事業実施要綱」という。）第 4 条第 2 号に規定する緊急時の受入れ及び対応並びに同条第 3 号に規定する体験の機会及び場の提供（以下「緊急時等対応」という。）を行う綾部市障害者等緊急時等対応事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (3) 緊急時 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、大規模災害に起因する場合を除く。
 - ア 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の介護者が負傷し、又は疾病にかかり、当該障害者等の生活が維持できない場合
 - イ 障害者等の介護者が死亡し、当該障害者等の生活が維持できない場合
 - ウ 火災等により、障害者等がその居住する住居で生活することができなくなった場合
 - エ 障害者等が虐待を受け、当該障害者等の生命、身体又は健康に対する急迫の危険がある場合
 - オ その他市長が必要と認める場合

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(対象者)

第 4 条 事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する障害者等又は本市で介護給付費等の支給決定を受けた者で、事業の利用が必要である

と市長が認めたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく疾病等により、受入れが不適当と認められる場合

(2) 入院加療が必要と認められる場合

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人等が確保した居室において、緊急時に当該居室を提供し、その受入れ及び対応並びに必要な支援を行うこと。

(2) 障害者等の障害状況に合わせて、短期入所の利用支援を行うこと。

(3) 障害者支援施設又は病院から地域生活への移行に向けた体験の機会及び場を提供すること。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者は、綾部市障害者等緊急時等対応事業利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市障害者等緊急時等対応事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（利用の変更等）

第8条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市障害者等緊急時等対応事業利用変更・中止届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(1) 申請内容に変更が生じたとき。

(2) 事業の利用を中止しようとするとき。

(3) 対象者に該当しなくなったとき。

（台帳の整備）

第9条 緊急時等対応を適切に実施するため、市は利用者の登録台帳を整備し、拠点等整備事業実施要綱第7条の規定により登録を受けた事業所と共有するものとする。

（利用の取消し等）

第10条 市長は、事業の実施を継続する理由がなくなつたと認める場合その他事業の実施が適当でないと認める場合は、第7条の規定による決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、綾部市障害者等緊急時等対応事業利用取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月6日から施行する。

(表)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所

※対象者が障害児の場合は、保護者の氏名

氏 名 ⑩

電話番号

綾部市障害者等緊急時等対応事業利用登録申請書

綾部市障害者等緊急時等対応事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者(本人)	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒	電話番号	
主たる介護者	ふりがな		続 柄	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒	電話番号	
	特記事項			
障害者手帳 (無 ・ 有)		☐ 身体障害者手帳 (級) (部位)		
		☐ 療育手帳 (A ・ B)		
		☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級)		
		☐ 難病 (病名 :)		
希望するサービス		☐ 緊急時の受入れ及び対応 ☐ 体験の機会及び場の提供		
医療機器等の装着 医療的ケアの状況 (無 ・ 有)		内容・状況 ()		
内 服 薬 (無 ・ 有)		内容・状況 ()		

(裏)

その他配慮事項 (無 ・ 有)		☐ 行動障害 ☐ 自傷他害行為 その他 () 内容・状況 ()				
家 族 構 成 等	本人との 続 柄	氏 名	年 齢	同 居 / 別 居	連 絡 先 等	備 考
				同・別		
				同・別		
				同・別		
				同・別		
障 害 支 援 区 分		無 ・ 有 (区分 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6)				
要 介 護 認 定		無 ・ 有 (要支援 1 ・ 2 / 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)				
障害福祉サービス 等の 利 用		無 ・ 有 (受給者証番号)				
介護保険の利用		無 ・ 有 (被保険者番号)				
利用しているサービス		支 給 量	サービス事業所		備 考	
関 係 機 関 ・ 医 療 機 関 等			担 当 者	連 絡 先 等		
備考						

(同意事項)

支援に必要な範囲で、綾部市及び拠点等整備事業実施要綱第7条の規定により登録を受けた事業所の間で届出に記載した情報等を共有することに同意します。

年 月 日

申 請 者 又 は 代 理 人 署 名		申 請 者 との続柄	
------------------------	--	---------------	--

(第5条第3号の事業を利用する場合のみ)

事業の利用が必要であり、第4条各号のいずれにも該当しないことを認める。

年 月 日

医療機関又は障害者支援施設	
主治医又は施設長	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市長

印

綾部市障害者等緊急時等対応事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市障害者等緊急時等対応事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市障害者等緊急時等対応事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

記

利用 の 可 否	可 ・ 否		(理由)		
申請 者	ふ り が な 氏 名		性 別	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日			
住 所	〒 ー				
介 護 者	ふ り が な 氏 名		性 別	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日			
住 所	〒 ー				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所

※対象者が障害児の場合は、保護者の氏名

氏 名

電話番号

綾部市障害者等緊急時等対応事業利用変更・中止届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた綾部市障害者等緊急時等
対応事業の利用について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市障害者等緊急
時等対応事業実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者 氏 名	
区 分	☐ 変更 ☐ 中止
変更・中止内容	
変 更 ・ 中 止 予 定 年 月 日	年 月 日
変更・中止理由	

様式第 4 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市障害者等緊急時等対応事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました綾部市障害者等緊急時等
対応事業の利用について、下記のとおり取り消しましたので、綾部市障害者等緊急時等対
応事業実施要綱第 10 条の規定により通知します。

記

利 用 者 氏 名	
理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 4 6 号

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、末期の若年がん患者で在宅療養を希望するものに対し、在宅における療養生活に係る経費の一部を支援し、当該がん患者が住み慣れた生活の場で安心して生活を送ることができる環境を確保するため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に規定するサービスの利用時において、本市に住所を有する者であって、満 18 歳以上満 40 歳未満のもの
- (2) 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者
- (3) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (4) 他の制度において、同様の助成又は給付を受けることができない者

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するサービス（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市その他の市の長が指定した事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が提供するサービスに限る。以下「サービス」という。）の利用に要する経費であって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 法第 8 条第 2 項の訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第 8 条第 3 項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第 8 条第 1 2 項の福祉用具の借受けに相当するサービス
- (4) 法第 8 条第 1 3 項の特定福祉用具の購入に相当するサービス

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額及び助成限度額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及

び綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付に係る意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該申請書の提出後に意見書を提出することができる。

2 前項の申請は、サービスの利用に供した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 申請者は、申請書により、助成金交付に係る一切の手続を民法（明治29年法律第89号）第643条の規定に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1号の規定にかかわらず、助成金交付に係る手続を委任されているものとする。

（主治医への意見の聴取）

第6条 市長は、必要と認める場合には、申請者について主治医の意見を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請書及び意見書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 助成期間は、申請書の提出を受けた日又は意見書における判断年月日のうちいずれか早い日（当該日がサービスの利用に供した日より早い場合は、サービスの利用に供した日）から、助成対象者が40歳に到達する日の前日までとする。

（サービス提供事業者への依頼）

第8条 サービス提供事業者に対するサービスの利用の依頼は、申請者自身が行うものとする。

（変更等の申請）

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、助成金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）申請内容に変更が生じたとき。

（2）事業を利用する必要がなくなったとき。

（3）助成対象者に該当しなくなったとき。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（目的外利用の禁止）

第11条 福祉用具を貸与され、又は特定福祉用具を購入した利用者は、貸与され、又は購入した福祉用具又は特定福祉用具を目的に反して使用し、又は譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

2 市長は、福祉用具を貸与され、又は特定福祉用具を購入した利用者が前項の規定に反したときは、当該貸与又は購入に要した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

る。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降のサービスの利用に要した経費から適用する。この場合において、同日から同年 9 月 30 日までの間のサービスの利用に要した経費に係る助成金の交付の申請については、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 10 月 1 日までに行わなければならない。

別表（第４条関係）

区 分	助 成 金 の 額	助 成 限 度 額
1 法第８条第２項の訪問介護及び同条第３項の訪問入浴介護に相当するサービスに係る経費	１及び２を合算した１月当たりのサービスの利用に要する経費に１０分の９を乗じて得た額	７２，０００円／月
2 法第８条第１２項の福祉用具の借受けに相当するサービスに係る経費		
3 法第８条第１３項の特定福祉用具の購入に相当するサービスに係る経費	１人当たりのサービスの利用に要する経費に１０分の９を乗じて得た額	９０，０００円

備考

- 1 助成金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 法第８条第１３項の特定福祉用具の購入に相当するサービスに係る経費の助成は、１人につき１回限りとする。

(表)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、次のとおりです。(□にチェック☑をしてください。)

- ☐ 本事業の実施に関して必要な住民基本台帳に記載された情報について、綾部市が閲覧・照会することに同意します。
- ☐ 医師に治療内容を照会することに同意します。
- ☐ 対象のサービス提供事業者に必要な情報を照会することに同意します。
- ☐ 助成対象経費について、国又は他の地方公共団体の助成を受けていません。

記

ふりがな				生年月日	年 月 日	
助成対象者 氏 名						
住 所	〒 ☐ 申請者と同じ。 (電話番号)					
助成対象者は、民法第 6 5 3 条第 1 号の規定にかかわらず、受任者に綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付に係る一切の手続を委任します。 ※受任者の指定により、以降の請求等の手続は受任者が代理として行うことになります。						
受 任 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
	〒 ☐ 申請者と同じ。 (電話番号)				助 成 対 象 者 と の 続 柄	
上記の委任の件について、承諾しました。 受任者 (自署)						

(裏)

【添付書類】

- ・ 本人確認書類（写し）（申請を委任する場合は、受任者の本人確認書類を含む。）
- ・ 綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付に係る意見書（様式第2号）

助成を受けたいサービスの番号に○印をつけてください。

サ ー ビ ス 内 容	1 訪問介護 （1）身体介護に関すること。 ①身体の清潔の保持等の援助 ②その他必要な身体の介護 （2）生活援助に関すること。 ①調理 ②生活必需品の買い物 ③衣類の洗濯又は補修 ④住居等の清掃又は整理整頓 ⑤その他必要な家事 （3）通院等乗降介助に関すること。 ①通院、交通又は公共機関の利用等の援助 ②その他 2 訪問入浴介護 3 福祉用具貸与（下記ア～シの該当するものに☑をしてください。） 4 特定福祉用具購入（下記ス～テの該当するものに☑をしてください。） ※介護保険法に基づく指定を受けた事業者が提供するサービスに限ります。
利 用 予 定 事 業 所 (申請時点)	1 訪問介護 () 2 訪問入浴介護 () 3 福祉用具貸与 () 4 特定福祉用具購入 ()
利 用 開 始 (予定) 日	年 月 日

福 祉 用 具 貸 与	特 定 福 祉 用 具 購 入
☐ ア 車椅子（附属品含む。）	☐ ス 腰掛便座
☐ イ 特殊寝台（附属品含む。）	☐ セ 自動排泄処理装置の交換可能部品
☐ ウ 床ずれ防止用具	☐ ソ 排泄予測支援機器
☐ エ 体位変換器	☐ タ 入浴補助用具
☐ オ 手すり（工事を伴わないもの）	☐ チ 簡易浴槽
☐ カ スロープ（工事を伴わないもの）	☐ ツ 移動用リフトのつり具の部品
☐ キ 歩行器	☐ テ その他市長が認めるもの ()
☐ ク 歩行補助つえ	
☐ ケ 徘徊感知機器	
☐ コ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	
☐ サ 自動排泄処理装置	
☐ シ その他市長が認めるもの ()	

様式第 2 号（第 5 条関係）

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付に係る意見書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		
病 名			
特記事項			
上記の者は、一般的に認められている医学的知見に基づき、がん（介護保険法の第 2 号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等）と判断できる。 （判断年月日： 年 月 日） （宛先）綾部市長 年 月 日 医療機関名 _____ 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 医 師 氏 名 _____ ㊞ （自署の場合は、押印不要）			

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

助 成 対 象 者	
交 付 の 可 否	可 ・ 否 （理由： ）
利 用 開 始 日	年 月 日

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 助成対象者の氏名及び住所等

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		

2 申請内容に対する変更事項

--

3 サービスを利用する必要がなくなった場合

該当するものに☑をしてください。「その他」とした場合には、詳細を記入してください。

☐ 利用者が入院することになった。

☐ 利用者が死亡した。

☐ その他（ ）

4 助成対象者に該当しなくなった場合

該当するものに☑をしてください。「その他」とした場合には、詳細を記入してください。

☐ 利用者が市外に転居した。

☐ 利用者が 40 歳に到達した。

☐ その他（ ）

綾部市告示第 1 4 7 号

綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、がん治療による外見変化を補う補整具（以下「補整具」という。）の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的・経済的負担の軽減、社会参加の促進等を図るため、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療中又は過去に治療を受けたことがある者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い、補整具を購入した者
- (4) 過去に本市又は国若しくは他の地方公共団体が実施する補整具の購入に係る同様の助成を受けていない者

(助成対象経費等)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる補整具（以下「助成対象補整具」という。）の購入に要した費用とする。ただし、助成対象補整具の附属品及びケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）並びに医療保険各法による医療に関する給付の対象となる物及び国又は他の地方公共団体が別に負担する対象となる物は、交付の対象としない。

- (1) ウィッグ等 がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に装着するウィッグ又は毛付き帽子
- (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整具であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人工乳房（直接肌に張り付けて使用するもの）（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）
 - イ 補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）

2 助成金の交付は、助成対象者 1 人につき、次の各号に掲げる助成対象補整具の区分に応じ、当該各号に掲げる台数を限度とする。

- (1) ウィッグ等 1 台

(2) 乳房補整具 1 台（両側乳がんの治療中又は治療を受けた助成対象者に係る人工乳房については、2 台）

（助成金の額等）

第 4 条 助成金の額及び助成限度額は、別表のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象補整具を購入した日の翌日から起算して 1 年以内に、綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 7 条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の助成対象補整具の購入に要した費用から適用する。この場合において、同日から同年 9 月 30 日までの間の助成対象補整具の購入に要した費用に係る助成金の交付の申請については、第 5 条の規定にかかわらず、令和 8 年 10 月 1 日までに行わなければならない。

別表（第4条関係）

区 分		助 成 金 の 額	助 成 限 度 額
ウ ィ ッ グ 等		助成対象経費に2分の1を乗じて得た額	円 30,000
乳房補整具	人工乳房		30,000
	補整下着		20,000

備考 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(表)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

綾部市長

様

(申請者)

住 所

※助成対象者が未成年の場合は、保護者の氏名

氏 名 ⑩

助成対象者との続柄

電話番号

綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書

綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、次のとおりです。(□にチェック☑をしてください。)

□本事業の実施に関して必要な住民基本台帳に記載された情報について、綾部市が閲覧・照会することに同意します。

□助成金の交付を申請する助成対象補整具について、医療保険各法による医療に関する給付及び国又は他の地方公共団体の助成を受けていません。

記

助 成 対 象 者	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒 (電話番号)		

(裏)

助 成 対 象 経 費	区	分	ウ イ ッ グ 等	乳 房 補 整 具	
	補 整 具 の 種 類		ウ イ ッ グ 毛 付 き 帽 子	人 工 乳 房	補 整 下 着
	購 入 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	台 数		台	台	台
	【 ア 】 購 入 額		円	円	円
	【イ】アの2分の1の金額 (1,000円未満切捨て)		円	円	円
	【 ウ 】 助 成 限 度 額		30,000円	30,000円	20,000円
	助 成 対 象 額 (【イ】又は【ウ】の いずれか少ない額)		円	円	円
	申 請 額 合 計		円		

【添付書類】

- ・ 本人確認書類（写し）（助成対象者が未成年の場合は、保護者の本人確認書類を含む。）
- ・ がんの治療に関する説明書、治療方針計画書、診療明細書等の写し（がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による乳房の切除又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類）
- ・ 宛名、購入日、購入金額、購入品目及び個数等の明細書（原本）
- ・ 金額の内訳、領収書発行者の名称等の記載がある領収書及び明細書（原本）
- ・ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

助 成 対 象 者	
交 付 の 可 否	可 ・ 否 （理由： ）
交 付 決 定 額	円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 4 8 号

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格の高騰、物価の上昇その他の経済情勢の悪化の影響を受け、売上げが減少するなど、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、予算の範囲内において、京都府による融資制度利用時に必要となる信用保証料（以下「信用保証料」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象信用保証料)

第 2 条 補助金の交付の対象となる信用保証料は、京都府の融資制度「あんしん借換資金」（以下「対象融資」という。）に係る信用保証料とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、主たる事業所（法人にあっては本店、団体にあっては主たる事務所、個人事業主にあっては住民票の住所地）を市内に有している者であって、対象融資により融資を受けたもの又は対象融資による融資の返済について条件変更を行ったものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある場合は、交付の対象としない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、対象融資に係る信用保証料の額の範囲内の額とする。

2 補助金の額は、1 事業者当たり 4 0 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、保証料を支払った日の翌々月末又は令和 9 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請は、申請日の属する年度につき 1 回に限るものとする。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けた者が保証料を支払った日から 1 年以内に繰上げ返

済等により信用保証料の返戻を受けた場合において、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額の返還を命じることができる。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月6日から施行し、同年4月1日以後に発生した信用保証料に係る申請から適用する。

(経過措置)

- 2 令和8年4月1日から同年7月3日までの間に発生した信用保証料に係る補助金の交付の申請期限については、第5条の規定にかかわらず、同年8月31日までとする。

(表面)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

綾部市長

様

申請 (請求) 者

所在地 (個人事業主は住所地)

名称 (法人名・屋号)

代 表 者 役 職

代 表 者 氏 名

㊤

電 話 番 号

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付申請書兼請求書

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請 (請求) します。

記

1 申請 (請求) 内容

申請 (請求) 額	裏面①～④の合計額又は 上限額 (40 万円) のい ずれか少ない額	円
誓 約 事 項	☐ 綾部市が交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。 ☐ 綾部市が金融機関及び信用保証協会から、裏面の融資に関連した情報の提供を受けることに同意します。 ☐ 保証料支払日から 1 年以内に繰上げ返済等により信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合で、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額を返還します。	

2 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名						
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他	口 座 番 号 (右詰め)						
フリガナ								
口 座 名 義								

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

(裏面)

3 融資の内容等

京都府の融資制度名	あんしん借換資金		
種別（該当に○）	借入・条件変更		
上記に係る保証料の額	① 円	保証料支払日	年 月 日
金融機関名		支店名	
借入額	円	借入日	年 月 日

※上記と同時期の借入又は条件変更がある場合は、下表に分けて記載してください。

※条件変更の場合は、当初の借入額及び借入日を記入してください。

京都府の融資制度名	あんしん借換資金		
種別（該当に○）	借入・条件変更		
上記に係る保証料の額	② 円	保証料支払日	年 月 日
金融機関名		支店名	
借入額	円	借入日	年 月 日

京都府の融資制度名	あんしん借換資金		
種別（該当に○）	借入・条件変更		
上記に係る保証料の額	③ 円	保証料支払日	年 月 日
金融機関名		支店名	
借入額	円	借入日	年 月 日

京都府の融資制度名	あんしん借換資金		
種別（該当に○）	借入・条件変更		
上記に係る保証料の額	④ 円	保証料支払日	年 月 日
金融機関名		支店名	
借入額	円	借入日	年 月 日

4 添付書類

- ☐ 金融機関からの借入又は条件変更の内容が確認できる書類（返済予定表等）
- ☐ 京都信用保証協会に対する信用保証料の確認ができる書類（信用保証決定のお知らせ等）
- ☐ 本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ。個人番号カード又は運転免許証等）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市緊急金融支援信用保証料補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 4 9 号

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するため、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術又は耳カット施術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 市内において飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (3) 不妊・去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 耳カット施術 不妊・去勢手術を行った猫であると識別するために、獣医師により耳の片方を V 字にカットする施術をいう。
- (5) 市内在住者 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住者で、第 6 条の申請を行った日の属する年度の 4 月 1 日において、満 1 8 歳以上のもの
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 条第 1 項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売業を営むものでないもの
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術又はそれに伴う耳カット施術（以下「不妊・去勢手術等」という。）に要した費用とする。ただし、当該猫が不妊・去勢手術に至らなかった場合の診察に要した費用若しくは処置費用、耳カット施術のみの実施に要した費用又は他の補助制度等の対象となっている経費については、交付の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、不妊・去勢手術等を行った飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）1頭につき補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、10,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象猫が不妊・去勢手術等を行った日から起算して60日を経過した日又は対象猫が不妊・去勢手術等を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（遵守事項）

第9条 申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）飼い猫を捕獲することがないよう十分調査し、その証として確認者（申請者と同一の世帯に属する者及び親族（団体にあっては、団体構成員と同一の世帯に属する者及び親族）以外の市内在住者であって、飼い主のいない猫の捕獲場所から半径500メートル以内に住所を有するもの）を1人確保すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- （2）対象猫について、終生飼育する飼い主を探すよう努めること。
- （3）猫の捕獲、不妊・去勢手術等の実施並びに補助金の交付申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題等について、自らが一切の事項について責任を負い、問題等が生じたときは誠意をもって解決を図ること。
- （4）不妊・去勢手術を実施した猫には、その実施を識別できるようにするため、耳カット施術を受けさせること。ただし、室内で飼育する場合は、耳カット施術を受けさせることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、同日以後に行った手術から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円（ 頭）

2 内訳

番号	捕獲場所	性別 (該当に○)	毛色、 柄	手術等実施 年 月 日	補助対象 経 費	交付申請 額
1	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円
2	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円
3	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円

3 添付書類

- (1) 対象猫の正面を含む全身の写真
- (2) 耳カット施術を行った場合は、そのことが分かる写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金を申請するに当たり、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第9条を遵守し、次の内容について誓約・同意します。

【遵守事項】

- 1 飼い猫を捕獲することがないように十分調査し、その証として確認者（申請者と同一の世帯に属する者及び親族（団体にあっては、団体構成員と同一の世帯に属する者及び親族）以外の市内在住者であって、飼い主のいない猫の捕獲場所から半径500メートル以内に住所を有するもの）を1人確保すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 対象猫について、終生飼育する飼い主を探すよう努めること。
- 3 猫の捕獲、不妊・去勢手術等の実施並びに補助金の交付申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題等について、自らが一切の事項について責任を負い、問題等が生じたときは誠意をもって解決を図ること。
- 4 不妊・去勢手術を実施した猫には、その実施を識別できるようにするため、耳カット施術を受けさせること。ただし、室内で飼育する場合は、耳カット施術を受けさせることができる。

【同意事項】

- 1 綾部市が私の市税の納付状況を確認すること。
- 2 交付決定後、不正受給が発覚した場合は、速やかに補助金を返還すること。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

生年月日

確認者記入欄

申請者が捕獲した猫について、飼い主のいない猫であることを確認しました。	
確 認 者 氏 名 (自署又は押印)	
住 所	綾部市
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	— —
確 認 日	年 月 日

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等実施証明書

1. 猫の個体情報

番号	捕獲場所	性別 (該当に○)	毛色、 柄	手術等 実施内容	手術等 実施年月日	手術等 実施費用
1	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円
2	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円
3	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円

2. 獣医師の証明欄

申請者の記入内容を確認し、上記の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等を実施したことを証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

獣医師名

印

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金の交付につきまして、下記のとおり決定しましたので、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 150 号

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、国際情勢等に伴う肥料価格及び飼料価格の高騰により、生産コストが増加し、厳しい経営状況にある市内農家等の経営の継続及び安定化に資するため、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）がんばろう！農業生産緊急サポート事業

（２）がんばろう！畜産緊急サポート事業

2 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付申請書（請求書）（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書（請求書）の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 5 条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

- 2 この告示は、令和 9 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

区 分	補 助 対 象 者	補 助 金 の 額	補 助 限 度 額
がんばろう！ 農業生産緊急 サポート事業	次に掲げる要件全て に該当する者とする。 （１）確定申告をして いる者 （２）市内に住所を有 し、かつ、市内に主 な生産基盤及び経 営基盤を持つ者 （３）申請日以降にお いて、経営を継続す る意思がある者 （４）令和7年分の確 定申告をした肥料 費が10万円以上 である者	（１）から（２）を 差し引いて得た額に 4分の1を乗じて得 た額とする。 （１）令和7年分の確 定申告をした肥 料費 （２）令和7年分の確 定申告をした肥 料費に100を 乗じて得た額に 140（農林水産 統計に基づく数 値を用いて算出 したもの。以下同 じ。）で除して得 た額	10万円
がんばろう！ 畜産緊急サポ ート事業	次に掲げる要件全て に該当する者とする。 （１）確定申告をして いる者 （２）市内に主な生産 基盤及び経営基盤 を持つ者 （３）申請日以降にお いて、経営を継続す る意思がある者	（１）から（２）を 差し引いて得た額に 4分の1を乗じて得 た額とする。 （１）令和7年分の確 定申告をした飼 料費 （２）令和7年分の確 定申告をした飼 料費に100を 乗じて得た額に 140で除して 得た額	50万円（補助対象者 が主として飼養する 牛又は鶏の頭羽数（家 畜伝染病予防法（昭和 26年法律第166 号）第12条の4の規 定により報告した頭 羽数）が、牛300頭 以上又は鶏10,000 羽以上の場合は、 100万円）

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、区分ごとに1回限りとする。
- 3 補助対象者が法人の場合は、「令和7年分」とあるのは、「直近」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（請求者）

住所又は所在地

氏名

⑨

（法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金
交付申請書（請求書）

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱第 3 条の規定
により、下記のとおり申請（請求）します。

記

1 補助金申請額

区 分	農 業 生 産 事 業	畜 産 事 業
対 象 経 費	肥 料 費 ① 円	飼 料 費 ② 円
価 格 高 騰 分	①×100÷140 ③ 円	②×100÷140 ④ 円
	①－③ ⑤ 円	②－④ ⑥ 円
金 額	⑤×1／4 ⑦ 円	⑥×1／4 ⑧ 円
端 数 処 理	⑦の1,000円未満切捨て ⑨ 円	⑧の1,000円未満切捨て ⑩ 円
交 付 申 請 額	⑨の金額又は限度額のいずれか少ない額 円	⑩の金額又は限度額のいずれか少ない額 円

※各段の数値は、小数点以下切捨て

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号 (右詰め)	
フリガナ			
口 座 名 義			

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 5 1 号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が安心して医療を受けることができる体制の安定及び充実を図るため、市内での新規開業、事業承継又は医師増員に取り組む医師等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）に規定する医師をいう。
- (2) 医師等 医師及び医療法人その他診療所を開設することができる法人をいう。
- (3) 医療法人 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条第 2 項に規定する医療法人（医師が常時勤務する診療所を開設する法人に限る。）をいう。
- (4) 診療所 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（病院を運営する法人が開設する診療所及び歯科診療所を除き、公衆又は不特定多数の者のために医業を行う場所に限る。）をいう。
- (5) 構築物 土地に定着する土木設備又は工作物をいう。ただし、建物を除く。
- (6) 医療機器等 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器その他診療に必要な器具、備品、システム等をいう。
- (7) 事業承継 既存診療所の経営者から、後継者として経営を引き継ぐことをいう。ただし、同一法人内における管理者のみの変更を除く。
- (8) 処分制限財産 この要綱による補助金によって取得し、又は効用が増加した財産をいう。

(補助対象診療所)

第 3 条 補助金の交付の対象となる診療所（以下「補助対象診療所」という。）は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 6 3 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であること。
- (2) 市内に所在し、又は所在する予定である民間の診療所であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業をいう。

- （１）新規開業・事業承継補助事業
- （２）施設整備補助事業

2 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び交付要件は別表第1に、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る契約その他の行為（以下「着手」という。）をする前に、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請する補助区分が複数にわたる場合で、市長が特に認めるときは、別表第2の補助区分ごとの着手前にそれぞれ申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、開業奨励金の交付の申請は、固定資産税の課税が確定した年度の6月30日まで（特別の事情がある場合には、市長が定める期間）に行うものとし、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金開業奨励金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた後に補助対象事業に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（変更等の申請等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、第5条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更については、速やかに綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金軽微変更届（様式第5号）を市長に提出することをもって足りるものとする。

- （１）開設予定日の変更であって、その変更が3か月以内のもの
- （２）その他市長が軽微と認める変更

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業完了後速やかに、綾部市医師ＵＩターン開業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、開業奨励金にあつては、この限りでない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応

じて現地調査を行った上で補助金の額を確定（開業奨励金にあつては、第6条の規定による交付決定により補助金の額を確定）し、綾部市医師UIターン開業支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知して補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第1項の通知書を受け取った日から起算して30日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない見込みとなった場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその原因及び措置を市長に報告し、指示を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）正当な理由なく、開設予定日から6か月以上診療所の業務を開始しないとき。
- （3）補助対象事業の完了後、補助対象診療所の開業から10年以内に、別表第1に規定する交付の要件を欠くに至ったとき。
- （4）交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反し、又はこの要綱その他関係規定に違反したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めるときは、この限りでない。

（財産の管理及び処分の制限）

第12条 補助事業者は、処分制限財産について、補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して10年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）に相当する期間のいずれか短い期間において、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、処分制限財産を補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して10年間又は法定耐用年数に相当する期間のいずれか短い期間において、市長の承認を得ずに処分してはならない。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにする書類、帳簿等を整備し、補助対象事業の補助金確定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、処分制限財産がある場合は、当該財産の処分完了日又は補助対象事業の補助金確定日から起算して10年を経過した日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

（報告等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況の報告又は書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

1 新規開業・事業承継補助事業

補助対象者	次のいずれかに該当する医師等とする。 （１）新規の補助対象診療所を開設する医師等 （２）既存の補助対象診療所の事業承継を受ける医師等
交付要件	次に掲げる要件全てに該当する者とする。 （１）市内で診療所を 10 年以上継続して開業する見込みがあること。 （２）市内の学校等の校医その他市が実施する保健事業に協力すること。 （３）医師免許を有すること。 （４）綾部医師会に加入すること。 （５）保険医療機関として診療を継続する見込みがあること。 （６）申請時において市税を滞納していないこと。 （７）過去にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。 （８）綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者又はこれらを役員に含む法人でないこと。

2 施設整備補助事業

補助対象者	申請時において、既に補助対象診療所で診療を行っており、当該診療所において、常勤医師の増員を伴う建物の増改築又は構築物若しくは医療機器等の取得を行う医師等
交付要件	次に掲げる要件全てに該当する者とする。 （１）1 新規開業・事業承継補助事業の表交付要件の項（１）から（８）までの要件に該当すること。 （２）増員する常勤医師が医師免許を有すること。 （３）増員後の常勤医師数が増員前の常勤医師数を上回ること。 （４）増員する常勤医師が当該診療所において、原則として週 4 日以上勤務する見込みがあること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業区分	補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
新規開業・事業承継補助事業	取得費補助	土地、建物、構築物若しくは医療機器等の取得又は建物の増改築に要する経費の合計額	1 / 2	1,000 万円

	賃借料補助	土地、建物又は医療機器等の賃借に要する経費の合計額	1 / 2	10万円／月 (最大3年間)
	開業奨励金	新たに取得した土地、建物、構築物若しくは医療機器等又は増築した建物に係る次に掲げる固定資産税相当額の合計額 (1) 土地若しくは建物の新規購入又は建物の新築の場合 当該取得財産に係る固定資産税相当額 (2) 建物の増築の場合 増築後の増築部分に係る固定資産税相当額 (3) 構築物又は医療機器等の取得の場合 当該取得した償却資産に係る固定資産税相当額	10 / 10	75万円／年 (最大3年間)
	開業コンサルティング料補助	新規開業に係る開業支援業務に要する経費	10 / 10	50万円
施設整備補助事業	増改築等補助	既存診療所における常勤医師の増員を伴う建物の増改築又は構築物若しくは医療機器等の取得に要する経費の合計額	1 / 2	500万円

備考

1 次に掲げるものは、補助対象経費とすることができない。

(1) 同様の経費を対象とする国、京都府その他の団体の補助金等の交付の対象とな

る経費

(2) 消費税及び地方消費税相当額

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 賃借料補助及び開業奨励金については、年度毎に申請することができる。
- 4 新規開業・事業承継補助事業に係る補助金と施設整備補助事業に係る補助金を重複して交付を受けることはできない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付申請書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 診療所情報

診療所名称（予定）	
診療科目	
所在地（開設予定地）	
補助対象事業	☐ 新規開業・事業承継補助事業 ☐ 施設整備補助事業

新規開業・事業承継補助事業の場合のみ記入してください。

申請する補助区分 （該当全てに☑）	☐ 取得費補助（工事） ☐ 取得費補助（購入） ☐ 賃借料補助 ☐ 開業奨励金 ☐ 開業コンサルティング料補助
開設・承継日（予定）	年 月 日

施設整備補助事業の場合のみ記入してください。

申請する補助区分 （該当全てに☑）	☐ 増改築等補助（工事） ☐ 増改築等補助（購入）
----------------------	---

別紙 1

1 補助対象経費明細（新規開業・事業承継補助事業）

（１）取得費補助（上限１，０００万円）

工事をする場合（新築・増改築）

工 事 の 内 容	
工 事 面 積 等	m ²
施 工 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象経費見込額	① 円

工事をしない場合（土地・建物・構築物・医療機器等の取得）

区 分	補 助 対 象 経 費 見 込 額
土 地 取 得 費	円
建 物 取 得 費	円
構 築 物 取 得 費	円
医 療 機 器 等 取 得 費	円
合 計 額	② 円

取得費申請予定額（（①＋②）×１／２）	③ 円
---------------------	-----

（２）賃借料補助（上限１０万円／月・最大３年間）

項 目	内 容	金 額
賃借物件の所在地		
賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
月額賃借料（土地）	円 × か月	円
月額賃借料（建物）	円 × か月	円
月額リース料 （医療機器等）	円 × か月	円
申 請 期 間 （該当する年に☑）	☐ １年目（ 年 月～ 年 月） ☐ ２年目（ 年 月～ 年 月） ☐ ３年目（ 年 月～ 年 月）	
賃借料申請予定額（月額×月数×１／２）		④ 円

(3) 開業コンサルティング料補助（上限50万円）

委 託 先 名	
委託内容（業務概要）	
委託期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日
開業コンサルティング料 申請予定額	⑤ 円

2 補助対象経費明細（施設整備補助事業）

増改築等補助（上限500万円）

工事をする場合（増改築）

工 事 の 内 容	
工 事 面 積 等	m ²
施 工 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象経費見込額	① 円

工事をしない場合（構築物・医療機器等の取得）

区 分	補 助 対 象 経 費 見 込 額
構 築 物 取 得 費	円
医 療 機 器 等 取 得 費	円
合 計 額	② 円

増改築等申請予定額（（①+②）×1／2）	⑥ 円
----------------------	-----

3 補助金申請予定合計額

取 得 費	③ 円
賃 借 料	④ 円
開業コンサルティング料	⑤ 円
増 改 築 等	⑥ 円
補助金申請予定合計額	円

4 添付書類

- (1) 医師免許の写し及び経歴書（申請者全員分）
- (2) 事業スケジュールが確認できる書類
- (3) 資金計画書及び資金の状況が確認できる書類の写し
- (4) 納税証明書（個人市民税又は法人市民税）
- (5) 定款及び登記事項証明書（医療法人の場合に限る。）
- (6) 取得及び利用形態に応じた次に掲げる書類
 - ア 工事（新築・増改築）の場合 設計図書（配置図、平面図、立面図等）及び工事見積書の写し
 - イ 土地及び建物の購入の場合 購入予定額が確認できる書類（査定書、見積書等）及び登記事項証明書
 - ウ 医療機器等の購入の場合 購入予定額が確認できる書類（査定書、見積書等）
 - エ 賃借の場合 賃借条件（賃料、所在地、面積等）が確認できる書類
 - オ 事業承継の場合 事業承継の意向が確認できる書類（覚書、意向確認書等）及び前代表者の診療所開設届の写し
 - カ コンサルティングの場合 契約条件（金額、内容、期間等）が確認できる書類
- (7) 施設整備補助事業・増改築等補助金を申請する場合は、増員する常勤医師の医師免許の写し、経歴書及び雇用契約書又は勤務予定が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

別紙 2

誓約書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金の交付条件について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 市内で診療所を 10 年以上継続して運営します。
- 2 市内の学校等の校医その他市が実施する保健事業に継続して協力します。
- 3 綾部医師会に加入します。
- 4 補助金で取得した財産を市長の承認なく処分しません。
- 5 事業内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 6 不正受給の場合は、補助金の全額又は一部を返還します。
- 7 関係書類を所定の期間保管します。
- 8 綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者又はこれらを役員に含む法人ではありません。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人の場合は、代表者氏名）

印

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金開業奨励金交付申請書

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

※建物を新築した場合は、建物完成後の翌年度以降に課税が確定することに留意します。

記

診療所名称・所在地	
当初交付決定通知書 番 号 ・ 日 付	
申 請 年 次	☐ 1 年目（課税年度： 年度） ☐ 2 年目 ☐ 3 年目 ☐ その他
取 得 財 産 の 区 分	☐ 土地（新規購入） ☐ 建物（新規購入・新築・増築） ☐ 構築物（償却資産） ☐ 医療機器等（償却資産）

固定資産税相当額の明細（新たに取得・増築した財産に係る分のみ記載（既存部分は除く。））

項 目	内 容	金 額
土地の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
建物の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
増築分の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
構築物（償却資産）の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
医療機器等（償却資産）の固定資産税相当額	課税年度： 年度	円
開業奨励金申請合計額（上限 7 5 万円／年）		円

【添付書類】

- （1）固定資産税課税明細書の写し（当該年度分）
- （2）増築の場合は、工事請負契約書（増築費・建物全体取得価額が確認できるもの）
- （3）その他市長が必要と認めるもの

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

- 1 変更区分 ☐ 申請額の変更
- | | |
|--------|---|
| 変更前申請額 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 変更後申請額 | 円 |
- ☐ 開設予定日変更
- | | |
|----------|-------|
| 変更前開設予定日 | 年 月 日 |
| 変更後開設予定日 | 年 月 日 |
- ☐ その他

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類

- (1) 変更内容がわかる書類
(2) その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金軽微変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

1 変更区分

☐ 開設予定日変更（3 か月以内）

変更前開設予定日 年 月 日

変更後開設予定日 年 月 日

☐ その他

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類

（1）変更内容がわかる書類

（2）その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金について、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 診療所情報

診療所名称・所在地	
事業完了年月日	年 月 日

3 補助対象経費実績明細（新規開業・事業承継補助事業）

（1）取得費補助

項目（実績）	内 容	金 額
土地取得費		円
建物取得費		円
建築工事費	工期（実績）： 年 月～ 年 月	円
構築物取得費		円
医療機器等取得費		円
取得費合計額（実績額×1／2）		① 円

(2) 賃借料補助

※賃借料補助は、年度ごとに精算します。当該年度（4月～翌年3月）の賃借期間に対応する賃借料を記載してください。

申 請 年 次	☐ 1 年 目 (年 度 分) ☐ 2 年 目 (年 度 分) ☐ 3 年 目 (年 度 分) ☐ 年 目 (年 度 分)
賃 借 物 件 の 所 在 地	
賃 借 期 間 (当 該 年 度 分)	年 月 ～ 年 月 (か 月 分)
月 額 賃 借 料 (土 地)	円 × か 月 = 円
月 額 賃 借 料 (建 物)	円 × か 月 = 円
月 額 リース料 (医 療 機 器 等)	円 × か 月 = 円
賃借料合計額 (当 該 年 度 分) (月 額 × 申 請 月 数 × 1 / 2)	② 円

(3) 開業コンサルティング料補助

項 目 (実 績)	内 容	金 額
開業コンサルティング料		③ 円

4 補助対象経費実績明細（施設整備補助事業（増改築等補助））

項 目 (実 績)	内 容	金 額
建 築 工 事 費	工期（実績）： 年 月 ～ 年 月	円
構 築 物 取 得 費		円
医 療 機 器 等 取 得 費		円
増改築等合計額（実績額 × 1 / 2）		④ 円

5 補助金実績申請額

取 得 費	① 円
賃 借 料	② 円
開業コンサルティング料	③ 円
増 改 築 等	④ 円
補助金実績申請合計額	円

6 添付書類

- (1) 医療法に基づく開設届及び申請書の写し（新規開設の場合）
- (2) 工事請負契約書及び領収書の写し（建築・増改築の場合）
- (3) 土地・建物の登記簿謄本の写し（購入・取得の場合）
- (4) 構築物・医療機器等を購入した領収書の写し（構築物・医療機器等取得の場合）
- (5) 当該年度有効な賃貸借契約書及び当該年度分の賃借料の支払を確認できる書類（賃借料の場合）
- (6) 保険医療機関として診療を継続していることが確認できる書類（保険医療機関指定通知書等）（賃借料の場合）
- (7) コンサルティング契約書及び支払を確認できる書類（開業コンサルティング料の場合）
- (8) その他完了を証する書類
- (9) その他市長が必要と認めるもの

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請又は実績報告のありました綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金につきましては、下記のとおり確定しましたので、綾部市医師 U I ターン開業支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助事業者氏名・名称	
診療所名称・所在地	
補助金交付確定額	円
補助金交付確定額 （内 訳）	①取得費補助 円 ②賃借料補助 円 ③開業奨励金 円 ④開業コンサルティング料補助 円 ⑤増改築等補助 円
その他（条件等）	

綾部市告示第 1 5 2 号

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 3 条第 2 号中「令和 7 年 4 月から同年 1 2 月」を「令和 8 年 1 月から同年 5 月」に改め、同号アからエまでを次のように改める。

ア 令和 4 年 1 月から同年 5 月までの期間

イ 令和 5 年 1 月から同年 5 月までの期間

ウ 令和 6 年 1 月から同年 5 月までの期間

エ 令和 7 年 1 月から同年 5 月までの期間

第 4 条中「受けた場合又は受ける」を「受けることができる」に改める。

第 7 条中「交付を受けた申請者」の次に「（以下「交付医療機関」という。）」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の整備等）

第 8 条 交付医療機関は、第 3 条第 4 号の要件を満たす証拠となる書類を整備し、かつ、当該書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 交付医療機関は、市長が前項の証拠となる書類の提出を求めたとき、又は職員による実地検査を行うときは、全面的に協力しなければならない。

別表病院の項中「3 0 万円」を「1 7 万円」に、「5 万円」を「3 万円」に改め、同表診療所の項中「1 0 万円」を「6 万円」に、「5 万円」を「3 万円」に改め、同表歯科診療所の項中「1 0 万円」を「6 万円」に改め、同表調剤薬局の項中「3 万円」を「2 万円」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付申請書

年 月 日

綾部市長 様

申請者

法人所在地

法人名

代表者名

㊟

連絡先

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の概要

診療時間又は営業時間

3 誓約・同意事項

- （１）綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条各号の要件全てを満たすことを誓約します。
- （２）要綱第 8 条の規定に基づき、証拠となる書類の整備、保存等を行うとともに、市長が当該証拠となる書類の提出を求めたとき、又は職員による実地検査を行うときは、全面的に協力します。
- （３）市税（これに付随する督促手数料及び延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないことを確認するため、綾部市が市税等の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認することに同意します。

4 証拠書類の整備、保存等

エネルギーの種類毎に、令和 8 年 1 月から同年 5 月まで及び要綱第 3 条第 2 号アからエまでに掲げる期間のいずれかの月別使用量並びに支払金額が確認できる領収書、明細書等の証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存してください。

※ エネルギーとは、電気又はガスとし、事業の用に供するものに限る。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

綾部市告示第 1 5 3 号

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 1 号中「令和 8 年 1 月 1 日」を「令和 8 年 6 月 1 日」に改め、同条第 3 号中「令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 8 年 1 月 1 日から同年 5 月 3 1 日」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までの規定中「令和 7 年 4 月から令和 7 年 1 2 月」を「令和 8 年 1 月から同年 5 月」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、改正後の綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱の規定は、同年 1 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 1 5 4 号

綾部市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱（令和 8 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料の減免）

第 7 条 条例第 8 条第 4 項の規定による利用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号の定めにより減額又は免除する。

- （1）生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合 全額免除
- （2）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7, 1 0 1 円未満である場合 3 分の 2 減額
- （3）児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 5 条の 2 の規定による要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯である場合 3 分の 2 減額
- （4）その他市長が特に支援が必要と認めた場合 3 分の 2 減額

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、改正後の綾部市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 1 5 5 号

農林水産業間接補助事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表中

「

農業次世代人材投資事業	就農準備資金 1 人当たり年間 1 5 0 万円以内
	経営開始資金 (1) 1 人当たり年間 1 5 0 万円以内 (2) 夫婦で農業経営を開始する場合は、夫婦合わせて年間 2 2 5 万円以内

を

」

「

農業次世代人材投資事業	就農準備資金 交付期間 1 月につき 1 人当たり 1 3 万 7, 5 0 0 円 (年間 1 6 5 万円以内) (補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。))が令和 7 年度以前に研修を開始している場合、令和 7 年度以前の研修に係る交付金額は、1 月につき 1 人当たり 1 2 万 5, 0 0 0 円)
	経営開始資金 (1) 交付期間 1 月につき 1 人当たり 1 3 万 7, 5 0 0 円(年間 1 6 5 万円以内)(交付対象者が令和 7 年度以前に農業経営を開始している場合、令和 7 年度以前の農業経営に係る交付金額は、1 月につき 1 人当たり 1 2 万 5, 0 0 0 円) (2) 夫婦で農業経営を開始する場合は、交付期間 1 月につき夫婦合わせて(1)の額に 1. 5 を乗じて得た額(1 円未満切捨て)
就農準備・経営開始支援事業	就農準備支援資金 交付期間 1 月につき 1 人当たり 1 2 万 5, 0 0 0 円 (年間 1 5 0 万円以内)
	経営開始支援資金 (1) 交付期間 1 月につき 1 人当たり 1 2 万 5, 0 0 0 円(年間 1 5 0 万円以内) (2) 夫婦で農業経営を開始する場合は、交付期間 1 月につき夫婦合わせて(1)の額に 1. 5 を乗じて得た額(1 円未満切捨て)

に、

」

「機構集積協力金交付事業」を「農地集約化促進事業」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、改正後の農林水産業間接補助事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の農林水産業間接補助事業補助金交付要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 5 9 号

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱（令和 8 年綾部市告示第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条中「あんしん借換資金」の次に「又は「小規模企業おうえん資金（中東情勢対応枠）」」を加える。

様式第 1 号（裏面）中

「あんしん借換資金」を 「☐あんしん借換資金
☐小規模企業おうえん資金（中東情勢対応枠）」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 3 日から施行する。

綾部市告示第 1 6 0 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 1 0 条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 6 1 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 1 3 条中「京都府社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

序 中 一 般

綾部市個人情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市個人情報等管理規程の一部を改正する訓令

綾部市個人情報等管理規程（令和 6 年綾部市訓令甲第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条中「第 2 6 条」を「第 2 5 条」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 6 号

序 中 一 般

綾部市職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市職員表彰規程の一部を改正する訓令

綾部市職員表彰規程（昭和 3 5 年綾部市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「または」を「又は」に、「おさめた者、」を「収めた者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 2 条中「と勤続表彰の 2 種」を削る。

第 3 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第 1 号中「または」を「又は」に、「あげたもの」を「挙げた者」に改め、同項第 2 号中「顧みず」を「顧みず」に、「とり」を「採り」に、「または」を「又は」に、「もの」を「者」に改め、同項第 3 号中「もの」を「者」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項中「（第 3 条第 2 項の被表彰者を除く。）」を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「または」を「又は」に、「とり消す」を「取り消す」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「推せん」を「推薦」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 8 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 4 号

住民基本台帳法第 3 4 条第 2 項の規定に基づく調査により、住民基本台帳法施行令第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者の住民票を職権によって消除したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 5 号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第 1 3 条第 1 項第 2 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 8 年 7 月 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定辞退届を提出した業者

事 業 所 名	南設備工業有限会社
代 表 者 氏 名	南 嘉明
所 在 地	舞鶴市字京田 209 番地
指 定 辞 退 理 由	法人の廃業のため
指 定 辞 退 日	令和 8 年 7 月 1 日付

綾部市公告第 8 6 号

公共下水道管渠築造（８－１）工事と公共下水道関連配水管布設替（８－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 8 年 7 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 3 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（８－１）工事
公共下水道関連配水管布設替（８－１）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 3 8 9 m
- 管渠工 V U 1 5 0 L = 6 0 m
- 管渠工 V P 1 5 0（農業用水） L = 1 1 9 m
- 管渠工 V P 7 5 L = 2 0 8 m
- マンホール設置工 N = 1 4 基
- 汚水枳及び取付管工 N = 5 2 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P（G X）φ 1 5 0 L = 2 1 3 m
- 配水管布設工 D C I P（G X）φ 7 5 L = 2 4 5 m
- 消火栓設置工 N = 3 基
- 給水戸数 N = 4 8 戸
- 仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 8 年 8 月 1 1 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで（2 3 3 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和8年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、

それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月13日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加申請書の受付

①期間 令和8年7月16日（木）午前9時から午後6時まで

令和8年7月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（1）入札通知書及び非指名通知書については、令和8年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和8年7月24日（金）から

令和8年7月27日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年7月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

ん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和8年8月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年8月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月5日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和

7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

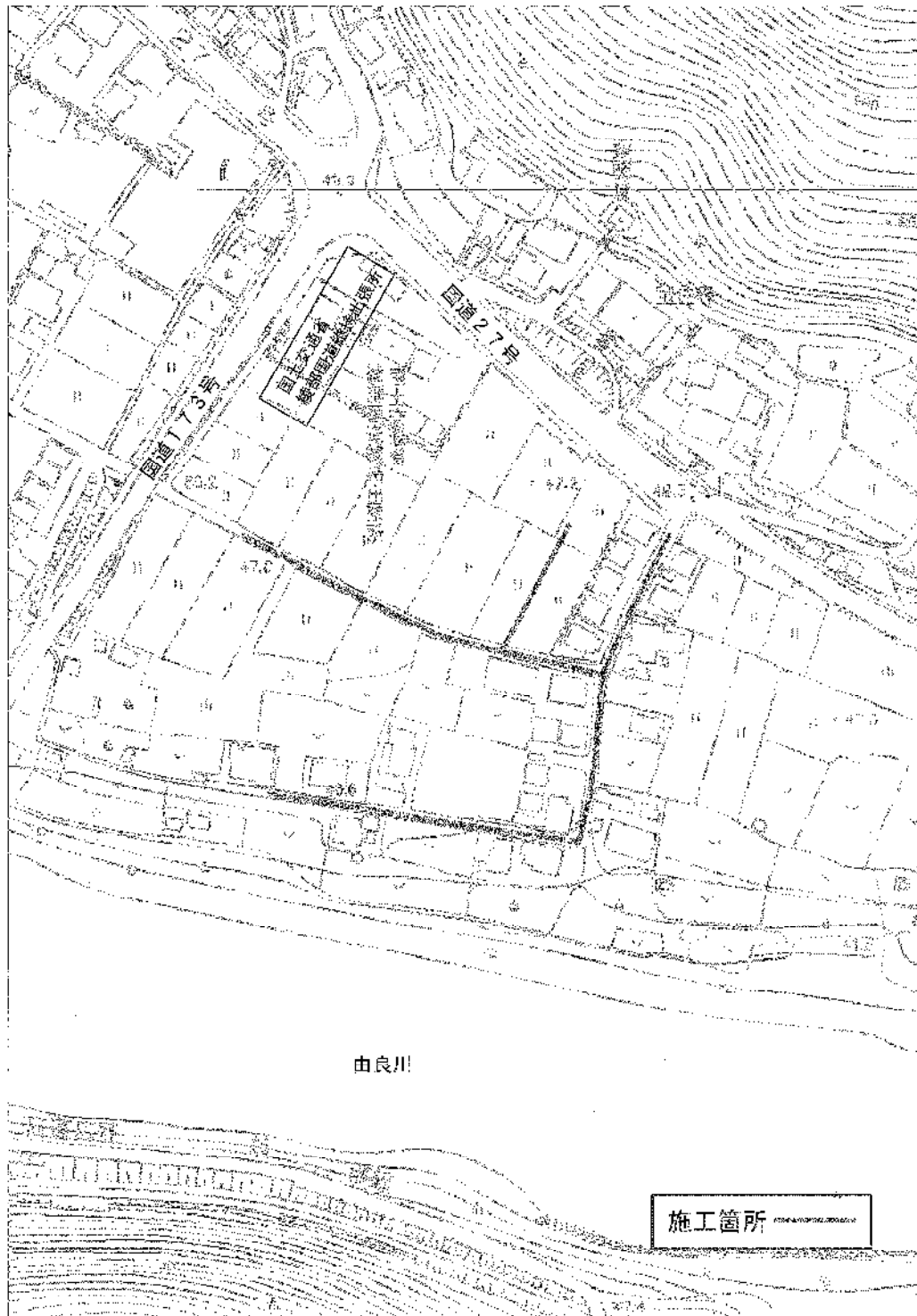
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

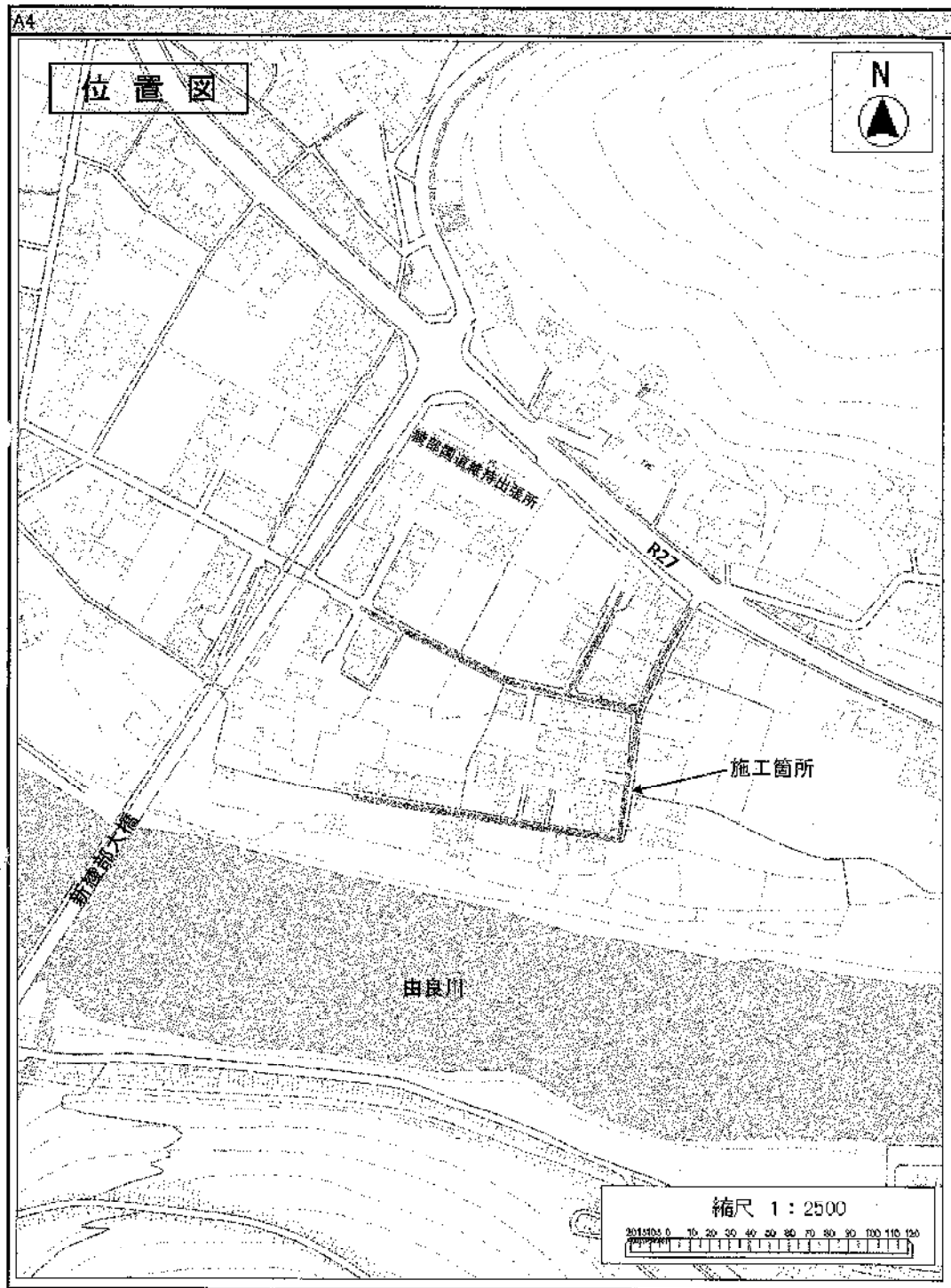
区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（8－1）工事



綾部市公告第 8 7 号

高倉公園第 1・第 2 テニスコート全面改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 8 年 7 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 6 号
- (2) 工 事 名 高倉公園第 1・第 2 テニスコート全面改修工事
- (3) 工事場所 綾部市城山町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、老朽化したテニスコートを全面改修するものです。工事場所は高倉公園の敷地内であるため、利用者の安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要
 - 第 1 テニスコート
 - 既設人工芝撤去工 一式
 - 人工芝舗装工 一式
 - 施設整備工 一式
 - 雨水排水整備工 一式
 - 防草対策工 一式
 - ネットフェンス整備工 一式
 - 公園広場舗装工 一式
 - 第 2 テニスコート
 - 既設人工芝撤去工 一式
 - 人工芝舗装工 一式
 - 施設整備工 一式
 - 雨水排水整備工 一式
 - 防草対策工 一式
 - 仮設工 一式
- (6) 予定工期 令和 8 年 1 0 月 1 7 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで（1 6 6 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に舗装工事のA等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を舗装工事について受けているものであること。
- (4) 令和8年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、舗装工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の舗装工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 舗装工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、

それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月13日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加申請書の受付

①期間 令和8年7月16日（木）午前9時から午後6時まで

令和8年7月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（1）入札通知書及び非指名通知書については、令和8年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和8年7月24日（金）から

令和8年7月27日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年7月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

ん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和8年8月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年8月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月5日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和

7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

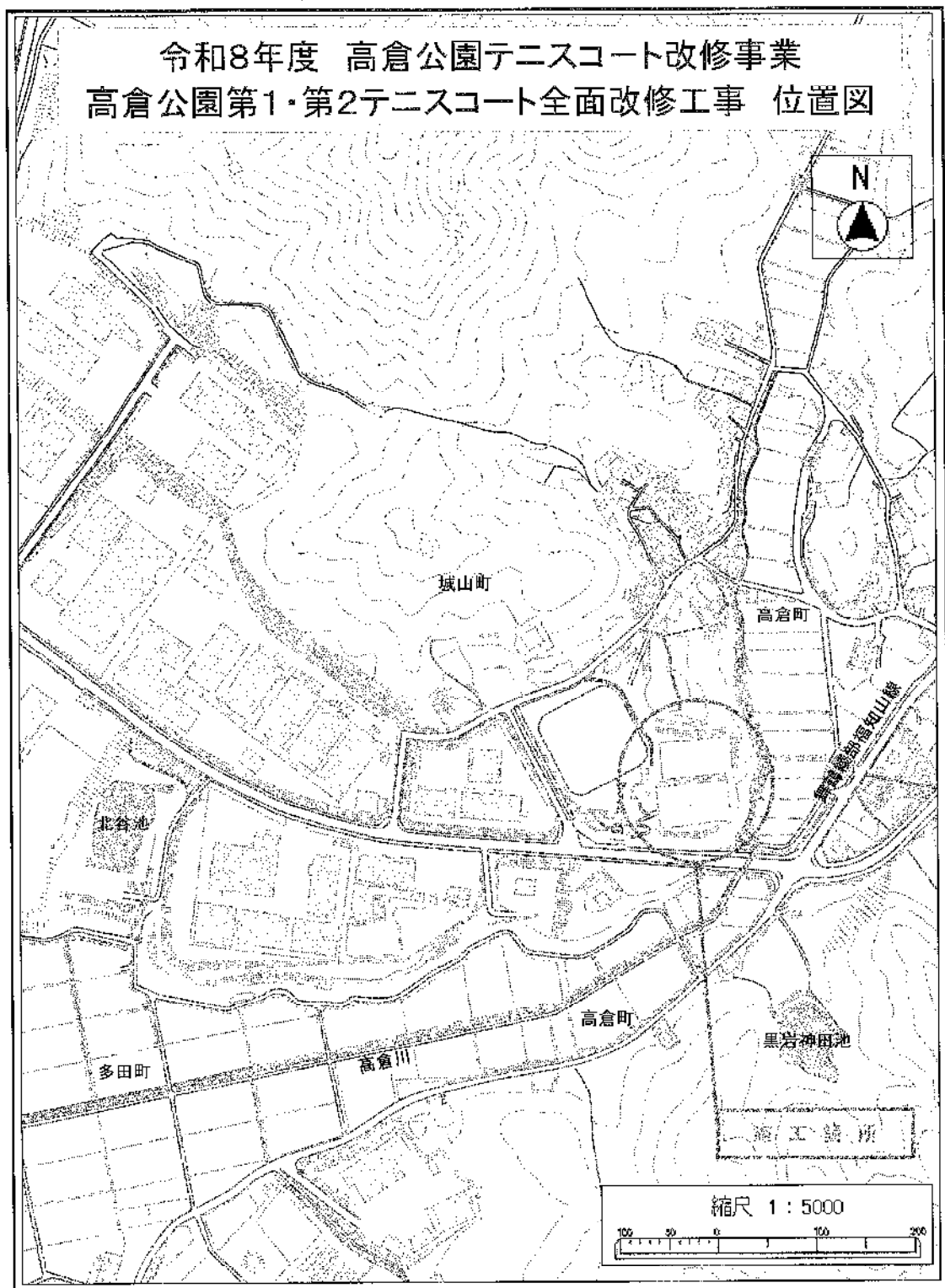
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



綾部市公告第 8 8 号

原子力災害避難ヘリポート整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせします。入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 8 年 7 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 4 号
- (2) 工 事 名 原子力災害避難ヘリポート整備工事
- (3) 工事場所 綾部市睦寄町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 アスファルト舗装工 $A = 1, 7 2 1 \text{ m}^2$
側溝工 $L = 2 3 7 \text{ m}$
防風フェンス $L = 4 2 \text{ m}$
- (5) 予定工期 令和 8 年 8 月 1 1 日から
令和 9 年 3 月 8 日まで（2 1 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月13日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年7月16日(木)午前9時から午後6時まで

令和8年7月17日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年7月24日(金)から

令和8年7月27日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年7月29日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックス

にて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年8月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年8月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月5日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年

4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

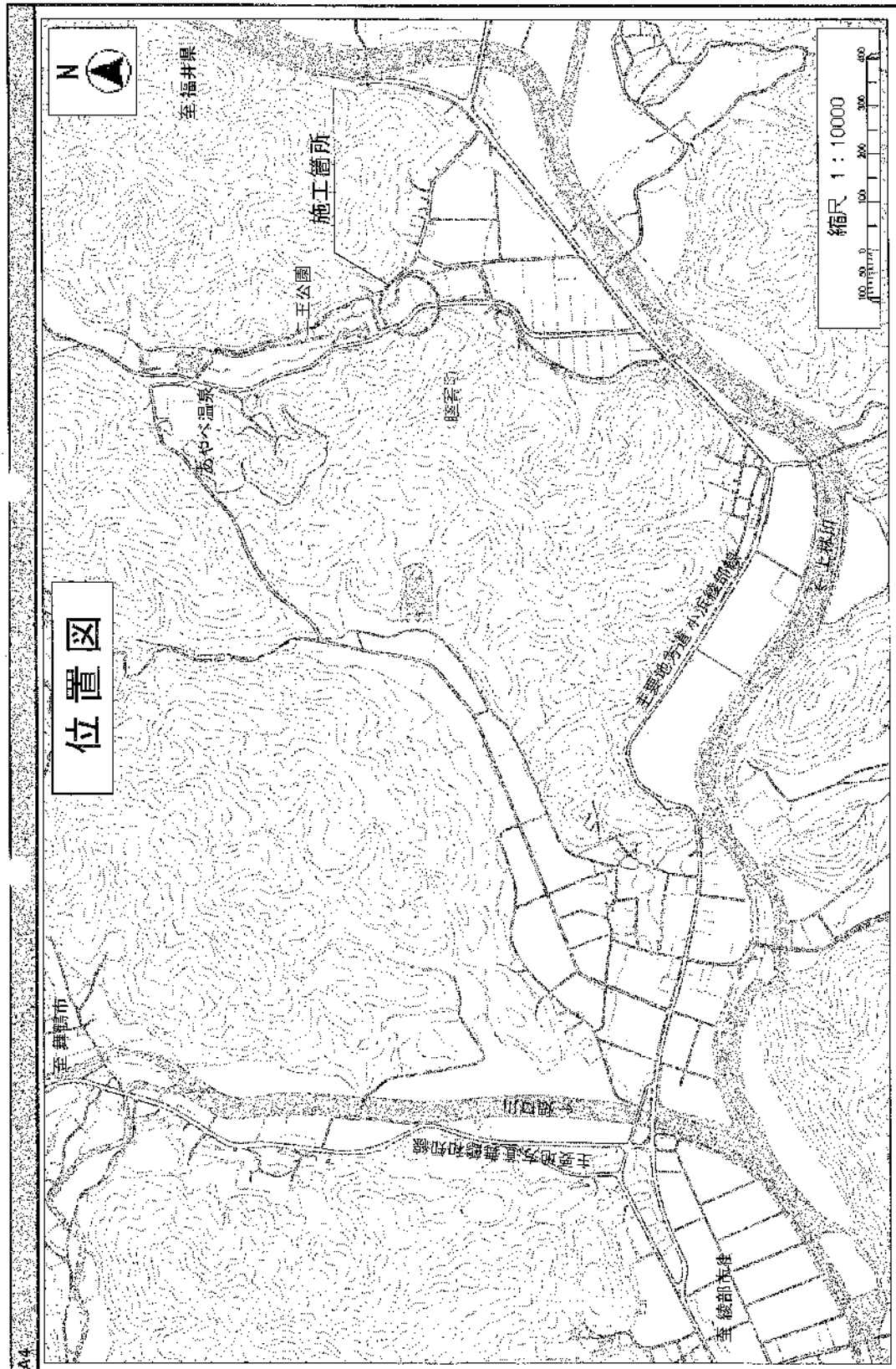
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 9 号

市道高津旭線舗装工事その 1 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 8 年 7 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 7 号
- (2) 工 事 名 市道高津旭線舗装工事その 1
- (3) 工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 1 4 7 . 0 m W = 3 . 3 ~ 6 . 8 m
アスファルト舗装工 A = 7 7 1 m²
区画線工 L = 2 6 5 m
- (5) 予定工期 令和 8 年 8 月 1 1 日から
令和 8 年 1 0 月 1 9 日まで（7 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとしします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間に、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年７月１３日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月１６日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月１７日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月１６日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年７月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年７月２４日（金）から

令和８年７月２７日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年７月２９日（水）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年8月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年8月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月5日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

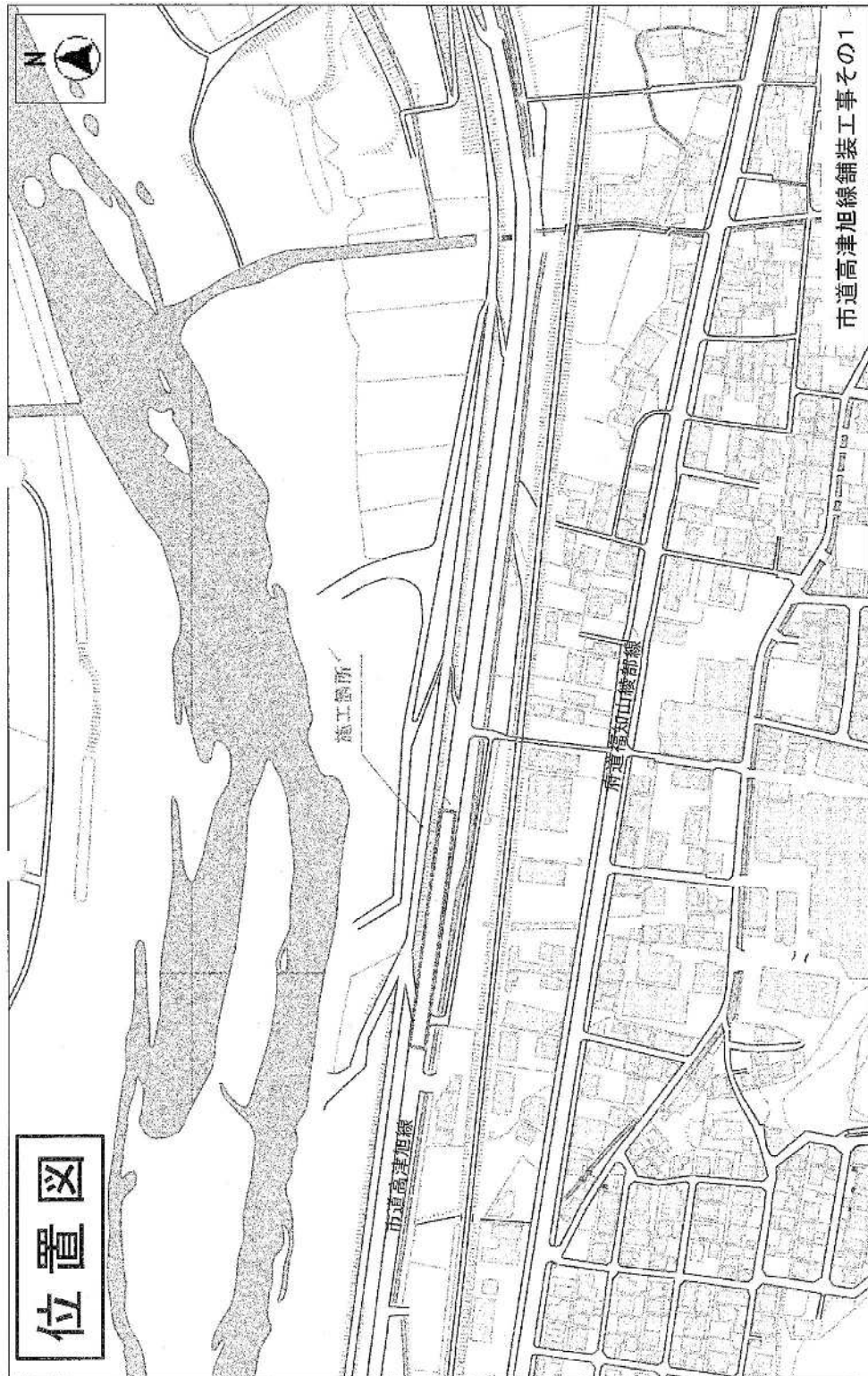
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 9 0 号

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 8 年 7 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

本市の綾部市学校給食調理業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月
綾部市教育委員会

1 目 的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する「綾部市学校給食調理業務」に関し、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

綾部市学校給食調理業務

（区分1）綾部市学校給食調理業務（綾部中学校）

（区分2）綾部市学校給食調理業務（八田中学校・八田幼稚園）

（区分3）綾部市学校給食調理業務（綾部小学校・吉美小学校）

（区分4）綾部市学校給食調理業務（中筋小学校・豊里小学校）

優先交渉権者は区分毎に決定するものとする。

提案事業者は、募集区分のいずれかまたは全区分に応募できる。

（2）業務内容

綾部市学校給食調理業務に係る仕様書（別添1）のとおり

（3）契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（ただし、契約締結日から令和9年3月31日までを準備期間とする。）

（4）委託料上限額（契約期間全体の額）

（区分1） 78,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

（区分2） 42,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

（区分3） 116,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

（区分4） 94,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 酒井美紀

TEL：0773-42-4323 FAX：0773-43-0991

e-mail：gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去3年以内（令和5年4月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 過去3年以内に、学校給食施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は、この限りではない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (6) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

項 目	日 程	備 考
募集開始	令和8年7月14日（火）	ホームページ及び公告
現地説明会申込	令和8年7月24日（金）	電子メール
現地説明会	令和8年8月3日（月）	
質問書提出期限	令和8年8月7日（金）	電子メール
質問書回答期限	令和8年8月19日（水）	電子メール
参加申請書類提出期限	令和8年8月31日（月）	持参又は郵送
一次審査結果通知	令和8年9月4日（金）	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
二次審査詳細案内	令和8年9月4日（金）	一次審査通過者にのみ通知
二 次 審 査 （プレゼンテーション等）	令和8年9月16日（水）	綾部市役所
二次審査結果通知	令和8年9月25日（金）	郵送
受注者決定・契約締結	令和8年10月下旬	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧（別添2）のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和8年8月31日（月）17時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配付

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

本市ホームページよりダウンロード

(2) 配付期間

令和8年7月14日（火）から令和8年8月31日（月）まで

9 現地説明会

(1) 開催日時

令和8年8月3日（月） 13時～17時（予定）

(2) 集合場所

綾部市立豊里小学校（綾部市栗町花貝2番地）

(3) 参加申込み等

①提出書類：現地説明会参加申込書（様式3）

②提出期限：令和8年7月24日（金）16時【必着】

③提出方法：電子メールによる

④提出先：上記3の定めるところまで

⑤その他：現地説明会への出席者は、1社につき2名以内とする。

現地説明会時に調理場及び給食室へ入場を希望する業者は、白衣、調理用帽子、履物の準備と1か月以内の細菌検査報告書（コピー可）を当日提出すること。

各校への移動は、参加各社の車両で行うこと。

10 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

(1) 提出書類：質問書（様式4）

(2) 提出期限：令和8年8月7日（金）17時15分【必着】

(3) 提出方法：電子メールによる

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話

等で確認してください。

- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6) 回答期限：令和8年8月19日（水）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

11 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

会社概要 30点

業務実績・業務遂行能力 40点

見積書 30点

合計 100点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

通知予定日：令和8年9月4日（金）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査日

令和8年9月16日（水）

通知予定日：令和8年9月25日（金）

(4) 時間配分

参加者ごとに約40分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（20分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

ア 全体の評価 20点

イ 提案項目 45点

- ① 学校給食に関する基本的な考え方
- ② 業務管理運営組織（責任体制）およびバックアップ体制
- ③ 事故発生時の緊急応急体制
- ④ 衛生管理に対する体制
- ⑤ 従事者の配置計画及び配置についての考え方
- ⑥ 従事者の採用方針、育成方針、研修方法など
- ⑦ 学校および市教育委員会事務局とのコミュニケーション管理
- ⑧ 仕様書に示された内容以外で独自提案など

ウ 業務実施面 15点

- ① 会社概要、業務実績、業務遂行能力
- ② 会社の事業方針等と事業関連性
- ③ プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力

エ 市内企業 5点

オ 価格点 15点

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

通知予定日：令和8年9月25日（金）

12 契約の締結

(1) 11により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

＊この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。この場合において、11により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

14 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

綾部市学校給食調理業務に係る仕様書

発注者の学校給食調理業務を委託するにあたり、その仕様は以下のとおりとする。

1 業務名

綾部市学校給食調理業務

2 履行場所等

	学校名	住 所	調理場形態	炊飯設備
区分 1	綾部中学校	綾部市宮代町明知 7 番地	ドライ方式	なし
区分 2	八田中学校・ 八田幼稚園	綾部市梅迫町大野 20 番地	ドライ方式	あり
区分 3	綾部小学校 吉美小学校	綾部市上野町上野 168 番地 綾部市有岡町田坂 16 番地	ウェット方式 ウェット方式	なし なし
区分 4	中筋小学校 豊里小学校	綾部市大島町外山田 8 番地 1 綾部市栗町花貝 2 番地	ウェット方式 ドライ方式	なし なし

3 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

(ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを準備期間とする。)

4 基本条件

- (1) 「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）」「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」及び発注者の「学校給食における衛生管理の徹底について」及び「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき学校給食を提供する。
- (2) 委託に関する業務内容・分担区分については別表 1、経費の分担区分については、別表 2 のとおりとする。
- (3) 施設内の給食調理機器等の主な貸与品については、別表 3 のとおりとする。
- (4) 契約期間中の基本給食人数及び基本給食日数等は、次のとおりとする。

基本給食人数・基本給食日数等

	学 校 名	基本給食人数	基本給食日数	給食開始時間
区分 1	綾部中学校（月～金）	約 550 人	185 日／年	12：40
区分 2	八田中学校（月～金）	約 90 人	185 日／年	12：40
	八田幼稚園（月～金）	約 25 人	185 日／年	11：30
区分 3	綾部小学校（月～金）	約 620 人	185 日／年	12：20
	吉美小学校（月～金）	約 130 人	185 日／年	12：15

区分 4	中筋小学校（月～金）	約 2 7 0 人	1 8 5 日／年	1 2 : 2 0
	豊里小学校（月～金）	約 1 6 0 人	1 8 5 日／年	1 2 : 2 0

- ① 基本給食人数、基本給食日数、給食開始時間は変動することがある。
- ② 基本給食人数は教職員を含む。
- ③ 食数の変更がある場合は、日単位で連絡するが、食数の増減 5 0 食の変動については、契約の変更は行わない。
- ④ 学校行事等により土・日・祝日に給食を実施する場合がある。
- (5) 食材料については、発注者が綾部市学校給食物資納入登録店から購入する。
- (6) 不測の事態が生じた場合の緊急対応マニュアルを作成し、対応すること。
- (7) 委託料の支払いについては、毎月払いとする。(年間 1 2 回) 契約日から契約開始までの準備期間に係る費用は、事業者の負担とする。
- (8) 業務の履行を継続できなくなった場合は、業務契約を継続して行うことのできる代行保証人が必要である。
- (9) 給食開始までに打合せ、研修、見学等を行うこと。ただし、これに伴う費用は受注者負担とする。
- (10) 学校の長期休業前後は清掃作業や消毒作業を行い、衛生管理に努める。その作業日程については、事前に予定表を発注者及び学校長に提出すること。

5 業務内容

受注者は発注者が示す「学校給食献立表」や「調理室手配表」に基づき、別表 1 の業務を行う。

また、別表 1 における注意事項は、以下のとおりである。

(1) 給食管理

- ① 受注者は、調理した給食については、異物混入等の有無や味の確認を行う。栄養教諭や栄養士が味などの確認に入ることがある。喫食時間の 3 0 分前までに学校長またはその代行者が行う検食のための配膳を行い、その評価を受けなければならない。また、評価については業務の参考とし、異常があった場合は、学校長の指示に従い対応すること。
- ② 嗜好調査や喫食調査等については受注者の調理業務従事者も協力すること。
- ③ 給食にかかる学校行事（保護者試食会など）等に伴う付随作業についても協力すること。
- ④ 給食の提供に関する書類作成及び報告は、発注者の示す日までに行うこと。
- ⑤ 栄養教諭や栄養士が作成する献立に、随時対応すること。併せて地産地消の取組みとして実施する「あじわいランチ」や学校のリクエスト献立等、受注者は学校と協力すること。

(2) 調理作業

- ① 作業工程表や作業動線図等を作成し、これに基づいて調理作業を行うこと。
- ② 学校行事等により校時の変更があるときは、校時に合わせて調理作業業務を行うこと。
- ③ 調理後喫食までの時間は可能な限り短縮し、最大2時間以内とすること。
- ④ 食材料の検収は、学校長に従うこと。
- ⑤ 配缶・返缶は、学校の指定した場所で行い、園児・児童・生徒の安全確認および教職員等への引渡しを完全に行うこと。
- ⑥ 調理作業についてはマニュアルに従い行うこと。
- ⑦ 業務終了後は学校長に学校給食日常点検票等による報告を行い、承認を受けること。また、当該月の業務が終了した時点で、業務完了報告書(様式1)を学校長に提出すること。

(3) 食材管理

- ① 学校に納品される食材料の検収については、業務責任者またはこれを補佐する者が、学校給食納品規格書に基づき、責任をもって検収を行うこと。ただし、栄養教諭や栄養士が立会うこともある。
- ② 調理過程における食材料の管理は受注者が責任をもって行うこと。
- ③ 保存用食材料・保存食については、採取、管理、保存すること。
- ④ 受注者の責に帰する理由による食材料等の損失については弁済すること。

(4) 施設等管理

- ① 給食調理室の施設については、受注者に無償で使用を許可する。調理用の施設及び機器類においては、無償で貸与することとする。
- ② 当該業務を実施するにあたり、学校給食室の施設、設備、調理器具等を適正な方法で使用する。
- ③ 受注者は、施設、設備、調理機器等を破損した場合は、学校長に報告する。なおその原因が受注者の責による場合においては、その損害を賠償するものとする。
- ④ 物品等に関する市と受注者の経費分担については別表2のとおりとする。
- ⑤ 受注者は、貸与を受けた機器類等以外は、発注者の承諾なしに持ち込まないこと。

(5) 業務管理

- ① 受注者は、調理業務従事者の氏名を調理室前に表示すること。
- ② 当該校の調理業務従事者については安定した配置を図ること。
- ③ 調理業務従事者の欠員及び交代等については、発注者及び学校長に対し、事前に報告すること。
- ④ 緊急時の対応のため、交代要員を事前に発注者及び学校長へ報告すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が実施する工事等により清掃及び立会い等が必要な場合は、協力すること。(学校の長期休業中も含む)

(6) 衛生管理

- ① 衛生管理は、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び発注者の「学校給食における衛生管理の徹底について」に準拠したものであること。
- ② 受注者は食品衛生責任者を設置し、関係法令に基づき食品の安全衛生管理に注意するとともに、給食の調理、配膳等が衛生的に行われるよう、調理業務従事者の衛生教育に努めること。
- ③ 受注者は調理業務従事者に対し、サルモネラ菌、赤痢菌、病原性大腸菌（O-157、O-26、O-111）について月2回以上、また、ノロウイルスについては年2回（11月から12月の間に1回、1月から2月の間に1回）受けさせ、検便結果報告書（様式5）により報告すること。
- ④ 給食室は、作業後直ちに適切な方法で清掃及び洗浄消毒を行い、清潔保持に留意すること。
- ⑤ 施設、設備、調理機器類等においても、適切な方法で清掃及び洗浄消毒を行い、清潔保持に留意すること。
- ⑥ 残菜及び塵芥の処理は適正に行うこと。
- ⑦ 調理作業における衛生管理については、市が指定する「学校給食日常点検票」等に基づき、確実に衛生管理を行うこと。
- ⑧ 受注者は受注者の責任において、立入検査を行うこと。また発注者、保健所、学校薬剤師、栄養教諭等による立入検査が行われる場合は協力すること。

（7）研修

- ① 調理業務従事者に対して、調理及び食品の取扱い等が安全・衛生かつ適正に行われるとともに、学校給食の目的や調理の役割を充分理解させ、園児・児童・生徒の健やかな成長に資することができるように、人権研修を含む研修を実施し、資質の向上に努めること。
- ② 調理業務従事者に注意事項等の徹底のため、朝礼や打合せにより業務確認を必ず行うこと。

（8）労働安全衛生

- ① 受注者は、調理業務従事者に対し健康診断を定期的に行い、健康診断結果報告書（様式4）により報告すること。また、常に調理業務従事者の健康状態の把握に努めるとともに、異常を認めた場合は速やかに受診させ、当該従事者に調理業務に従事させないこと。なお、新規採用者を従事させる場合は、従事するまでに健康診断及び検便を行い、結果を確認すること。
- ② 労働災害を防ぐため、受注者は調理業務従事者に調理機器の取扱いを熟知させること。

6 調理業務従事者の配置

受注者は学校給食に関する業務であることを考慮し、調理業務に従事する者として専

門の知識を有し、かつ集団調理業務の実務経験を有するものを配置することに努め、食数に応じて適正に配置すること。

調理業務従事者の勤務時間は、調理等業務を適切に実施するのに必要な時間とする。

- (1) 調理業務従事者のうち、栄養士または調理師の資格を有する者を1名以上配置し、食品衛生責任者を担うこと。
- (2) 上記調理業務従事者のうち1名を業務遂行上の受注者として責任を負うべき業務責任者とし、発注者や学校との連絡調整にあたらせる。また、調理業務従事者のうち1名についてはそれを補佐する業務副責任者とし、業務責任者に事故あるときは、その任にあたらせること。
- (3) 調理業務従事者等届出書（様式2）を発注者に2部、委託契約後速やかに提出すること。
- (4) 調理業務従事者に変更があるときは、その都度、調理業務従事者等変更届出書（様式3）を発注者に2部提出すること。

7 調理業務従事者の服務

- (1) 業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
- (2) 業務責任者は、業務中に火災、盗難等の事故が起こらないようにすること。
- (3) 業務副責任者は責任者不在の時にこれを代行すること。
- (4) 業務責任者は、常に所在を明らかにし、業務履行に関して発注者と連絡及び調整を行うことができるようにしておくこと。
- (5) 調理業務に従事する者は清楚かつ清潔な服装を着用すること。
- (6) 調理業務従事者は、学校給食が学校教育の一環としての教育活動であり、その目的や意義を理解していること。
- (7) 調理業務に従事する者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後においても同様とする。
- (8) 大規模災害が発生し、炊き出し等が必要な場合や、施設に被害が生じた場合は、受注者は発注者に協力すること。
- (9) 校内への車の乗り入れは発注者及び学校長の許可を得ること。

8 業務計画書等

受注者は仕様書に基づいた業務計画書を、発注者が指定する日までに提出すること。

また、業務終了後には関係書類を作成し、発注者に提出すること。

報告書		提出期日	提出先
業務完了報告書	（様式1）	翌月、学校長の確認を受け、速やかに	教育委員会
調理業務従事者等届出書	（様式2）	委託契約後速やかに	教育委員会

調理業務従事者等変更届出書	(様式 3)	変更時	教育委員会
健康診断結果報告書	(様式 4)	実施後速やかに	教育委員会
検便結果報告書	(様式 5)	実施後速やかに	教育委員会
研修実施報告書		実施後速やかに	教育委員会

9 その他

- (1) 献立変更等による業務変更については、発注者と調整を図り業務を遂行すること。
- (2) 仕様書は業務の概要をしめすもので、定めのない事項であっても、仕様書に付する業務は、誠意をもって遂行すること。
- (3) 法令の改正等により、本仕様書に定める項目を変更する場合がある。
- (4) 疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議するものとする。

別表 1

業務分担区分

区 分	業務内容	発注者	受注者
給食管理	学校給食運営の総括	○	
	給食関係各委員会の開催・運営	○	
	同上委員会への参加・協力		○
	市教委との連絡・調整		○
	学校給食献立表の作成	○	
	学校給食献立表の確認および実施		○
	嗜好調査・喫食調査の企画・実施	○	
	検食の実施・評価	○	
	給食関係の書類等の確認・保管・管理	○	
	上記書類等様式の作成		○
	上記以外の給食関係の伝票、報告書の整理		○
	上記以外の給食関係の伝票、報告書の確認	○	
調理作業	調理室手配表の作成	○	
	調理室手配表の確認		○
	作業工程表及び作業動線図の作成		○
	作業工程表及び作業動線図の確認	○	
	調理		○
	配缶・配膳・返却		○
	保存食の採取		○
	食器類、食缶、調理機器の洗浄消毒		○
	廃棄物の処理及び管理（校内）		○
	学校給食日常点検表等の作成		○
	学校給食日常点検表等の確認	○	
食材管理	食材料の購入契約	○	
	食材納入業者の選定	○	
	食材の発注	○	
	食材料の点検・受領、書類整理		○
	食材料の検収		○
	食材料の使用状況の確認	○	
	食材料の搬入・保管・在庫管理		○

区分	業務内容	発注者	受注者
施設等管理	給食施設、主要な設備の設置・改修	○	
	給食施設、主要な設備の維持管理（※１）		○
	その他の設備（調理器具、食缶、食器等）の管理		○
	使用調理器具、食缶、食器等の確認	○	
	給食室の長期休暇前後の清掃（※２）		○
業務管理	勤務表の確認		○
	業務分担・職員配置の提示		○
	業務分担・職員配置の確認	○	
	緊急対応を要する場合の連絡・調整	○	
衛生管理	衛生面の遵守事項の作成	○	
	食材の衛生管理		○
	施設及びその周辺・設備の清掃等衛生管理		○
	グリストラップの清掃（毎週及び学期毎）		○
	グリストラップの清掃（年１回業者清掃）	○	
	納入業者の清潔保持等の確認		○
	衛生管理簿（日常点検票）の作成		○
	衛生管理簿（日常点検票）の点検・確認	○	
	食中毒発生対応マニュアルの作成		○
	食中毒発生対応マニュアルの確認	○	
研修	調理業務従事者に対する技術向上のための研修		○
	調理業務従事者に対する衛生管理の研修		○
労働安全 衛生	健康管理計画の作成		○
	定期健康診断の実施		○
	定期健康診断結果の保管		○
	定期健康診断結果の報告		○
	定期健康診断の実施状況等の確認	○	
	検便の定期実施		○
	検便結果の報告		○
	検便結果の確認	○	
	事故防止対策の策定		○
	労災保険の加入		○

※上記に定めるもののほかに新たに「業務の分担区分」として定める事項または疑義が生じたときは発注者と受注者が協議の上、決定する。

※書類や様式等は別途指示するものとする。

- ※1 清掃等の日常的な保守管理不足による設備不備については受注者で対応すること。
 ※2 高所作業（作業床の高さが地上より2メートル以上高い位置で行う作業）を伴う場合は、専門業者に委託するなどして安全な実施に努めること。

別表2

経費の分担区分

発注者	受注者
設備建物の増改築、補修、維持、管理費等	受託業務従事者の人件費および法定福利費
厨房設備の工事、保守点検、修理、購入費	受託業務従事者の福利厚生費
光熱水費	受託業務従事者の健康診断費
食器・備品・食缶類の購入費	受託業務従事者の検便費用
防鼠・防虫の害虫駆除費	研修に関する費用
	衛生消耗品費 ・被服費（※1）・洗濯費 ・消耗品の購入（※2）
	事務費等 ・通信機器等及び通信費 ・雑貨・文具（※3） ・必要関係書類に関する経費 ・営業管理費等

※上記に定めるもののほかに新たに「経費の分担区分」として定める事項または疑義が生じたときは発注者と受注者が協議の上、決定する。

※受注者の社内ルール変更等により購入が必要になる物品については、受注者の負担とする。

※1 被服費

白衣上下、帽子、マスク、作業用靴（用途別）、エプロン

※2 消耗品

消毒薬品（殺菌アルコール等）、手洗い用せっけん、菜箸、使い捨て手袋、耐熱手袋、調理用ゴム手袋、ラップ、アルミホイル、保存食採取用袋、ホース、ペーパータオル、スポンジ、ごみ袋、爪ブラシ、電子ライター、清掃用洗剤、食器用洗剤、食漂白剤等、清掃用洗剤消毒薬品、台ふきクロス、残留塩素測定用試薬、グリストラップ用ネット等その他消耗品

（蛍光灯、殺菌灯、シンク用菊割れゴム等施設設備の付属品については発注者が購入する）

※3 雑貨・文具

救急薬品類、筆記用具類、工具、掃除用具類、業務従事者給食代

別表 3

給食調理機器等の主な貸与一覧

(1) 厨房機器等

番号	品 名	個 数					
		区分 1	区分 2	区分 3		区分 4	
		綾 部 中学校	八田中 八田幼	綾 部 小学校	吉 美 小学校	中 筋 小学校	豊 里 小学校
1	回転釜	7	3	7	3	4	3
2	上流し	2	2	5	3	2	2
3	下流し	6	4	4	2	5	4
4	食器食缶消毒保管庫	5	2	3	3	2	2
5	ボイラー	2	2	3	1	2	1
6	球根皮むき機	1	1	1	0	1	1
7	冷蔵庫	0	2	2	0	1	1
8	大型冷蔵庫	2	1	2	3	2	2
9	牛乳保冷库	2	1	1	1	1	1
1 0	炊飯器	0	6	0	0	0	0
1 1	二重食缶	22	9	25	13	30	7
1 2	食缶	20	3	24	15	0	7
1 3	包丁殺菌庫	2	2	2	1	2	2
1 4	パンラック	3	2	2	1	0	1
1 5	移動台・作業台	18	3	17	14	15	12
1 6	移動式水切台	1	13	0	3	1	4
1 7	ガスコンロ	0	1	0	1	1	1
1 8	シェルフ	4	1	2	3	2	1
1 9	移動式シェルフ	0	1	0	0	0	0
2 0	収納戸棚	2	2	0	1	3	3
2 1	パン戸棚	1	1	0	2	0	0
2 2	検食用冷凍庫	2	2	1	1	1	1
2 3	スタックカート	1	2	0	0	0	0
2 4	フードプロセッサー	1	1	1	0	0	1
2 5	洗濯機	1	1	1	1	1	1
2 6	非接触温度計	3	3	2	2	1	2
2 7	中心温度計	4	4	4	6	4	4
2 8	消火器	2	2	2	4	2	2

(2) 食器・食缶類

番号	品 名	番号	品 名
1	食器（飯碗）	1 2	大ひしゃく
2	食器（汁碗）	1 3	しゃもじ
3	食器（カレー皿）	1 4	杓子・おたま
4	食器（平皿）	1 5	トング
5	食器（小皿）	1 6	包丁
6	スプーン	1 7	まな板
7	スプーンかご	1 8	皮むき
8	食缶	1 9	泡だて器
9	ボール(大・中・小)	2 0	計量カップ
1 0	ザル	2 1	デジタル式自動秤
1 1	スパテラ		

■綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

別添 2

公 告

提出書類	様式等	提出部数	記載事項、留意事項など	審査項目との対比
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと ○下記の事項について記載すること ①学校給食に関する基本的な考え方 ②業務遂行にかかる管理運営体制 ア 業務管理運営組織（責任体制）およびバックアップ イ 事故（火災は食中毒）発生時の緊急対応体制 ウ 衛生管理に万全を期すため事業者としての体制 エ 従事者の配置計画及び配置についての考え方 オ 従事者の採用方針、育成方針、研修方法などについて カ 学校および市教育委員会事務局とのコミュニケーション管理 キ 仕様書に示された内容以外で独自提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、内容についてはできるだけ具体的に記載すること	一次審査② 二次審査・業務実施面② 二次審査・提案項目① 二次審査・提案項目② 二次審査・提案項目③ 二次審査・提案項目④ 二次審査・提案項目⑤ 二次審査・提案項目⑥ 二次審査・提案項目⑦ 二次審査・提案項目⑧
2 企画提案書	様式任意 （A4版）	正本1 副本5	○区分毎に提出すること。 ○見積金額は、要領2の（4）の委託料上限額の範囲内とすること ○正本には必ず日付を記載の上、代表者印を押印すること ○見積書は税抜き表記とし、次の積算内訳の明細を記載すること ①人件費および法定福利費 ⑤研修費 ②福利厚生費 ⑥衛生消耗品費 ③健康診断費 ⑦事務費等 ④検便費用 ⑧営業管理費等 ○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること ○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること ○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類 ○令和8年4月1日以降のもの ○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの （本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ） ○令和8年4月1日以降のもの	一次審査③ 二次審査・価格点
3 見積書	様式任意	正本1 副本5		
4 会社概要 業務実績書	【様式2】	正本1 副本5		一次審査①・② 二次審査・業務実施面①②
5 財務諸表	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施面①
6 登記簿謄本	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施面①
7 納税証明書	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施面①

【様式 1】

参 加 申 請 書

令和 年 月 日

綾部市長 四 方 源太郎 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の区分の参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

(1) 参加申請区分

区 分	申請の場合は○
(区分1) 綾部中学校	
(区分2) 八田中学校・八田幼稚園	
(区分3) 綾部小学校・吉美小学校	
(区分4) 中筋小学校・豊里小学校	

(2) 提出書類

- ① 参加申請書【様式1・本様式】 正本1部
- ② 企画提案書 正本1部・副本5部
- ③ 見積書（区分毎に必要） 正本1部・副本5部
- ④ 会社概要・業務実績書【様式2】 正本1部・副本5部
- ⑤ 財務諸表、登記簿謄本、納税証明書 正本各1部

《担当者の連絡先》

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

部署名・担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

【様式 2】

会 社 概 要

令和 8 年 4 月 1 日現在

商 号 又 は 名 称	
所 在 地	
創 業	年 月 日
営 業 年 数	年
貸 借 対 照 表 総 資 本 額	千円
損 益 計 算 書 税 引 前 当 期 利 益	千円
常 勤 職 員 の 数	人

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去 3 年以内（令和 5 年 4 月 1 日以降）において、学校給食調理業務又はそれに類する業務の受
注実績

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式3】

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

綾部市教育委員会 様

令和 年 月 日

会 社 名
所 在 地
代表者氏名
部 署 名
担当者氏名
連絡先電話番号

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルにかかる現地説明会への参加を、
下記のとおり申し込みます。

記

会 社 名	
参 加 者 氏 名	

※ この申込書は、事前に提出してください。

【様式4】

質 問 書

綾部市学校給食調理業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各社1回とします。

※質問書は、令和8年8月7日（金）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和8年8月19日（水）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

綾部市公告第 9 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 4 号

第 2 6 期綾部市農業委員会第 1 回総会を次のとおり開催する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午後 2 時 1 5 分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター 1 階 第 1 会議室
- 3 議 題
 - （1）会長及び会長職務代理者の互選について
 - （2）綾部市農業委員会協力員の定数及び委嘱について
 - （3）その他

綾部市公告第 9 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第96号

市道綾部工業団地線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 40号
- (2) 工 事 名 市道綾部工業団地線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市高倉町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 76.7m W = 7.1 ~ 10.2m
アスファルト舗装工 A = 650m²
区画線工 L = 300m
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和8年11月 4日まで（70日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月27日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年7月30日(木)午前9時から午後6時まで

令和8年7月31日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年8月6日(木)から

令和8年8月7日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年8月12日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答

します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年8月19日（水）午前9時から午後6時まで
令和8年8月20日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月21日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

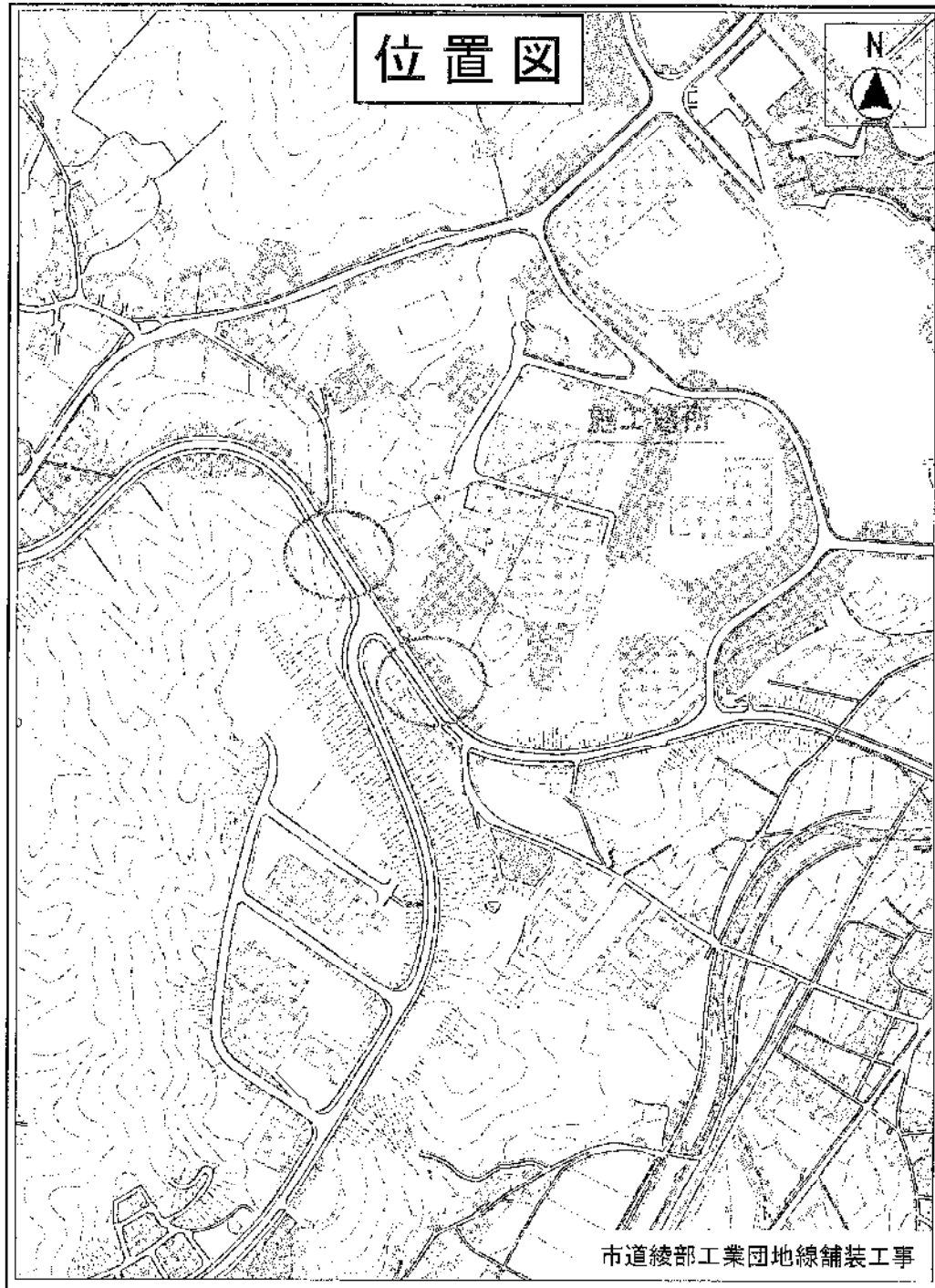
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第97号

なかすじ児童センター空調設備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（分離発注受注制限方式）とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 42号
- (2) 工 事 名 なかすじ児童センター空調設備工事
- (3) 工事場所 綾部市中筋町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 空調設備改修 4方向天井カセット形 6組
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和8年11月24日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で管工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 管工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に於いて、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」

(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和8年7月27日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和8年7月30日(木) 午前9時から午後6時まで
令和8年7月31日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和8年8月6日(木) から
令和8年8月7日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和8年8月12日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年8月19日（水）午前9時から午後6時まで
令和8年8月20日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月21日（金）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市の分離発注工事の受注制限に関する取扱試行要領の対象工事とします。

(分離発注受注制限方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第508 42号 なかすじ児童センター空調設備工事	1	本案件
第508 45号 なかすじ児童センター電気設備工事	2	

- (7) 本工事の施工にあたっては、建設業法に基づく適正な技術者の配置を行うとともに、建設業法第22条（一括下請負の禁止）を遵守すること。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

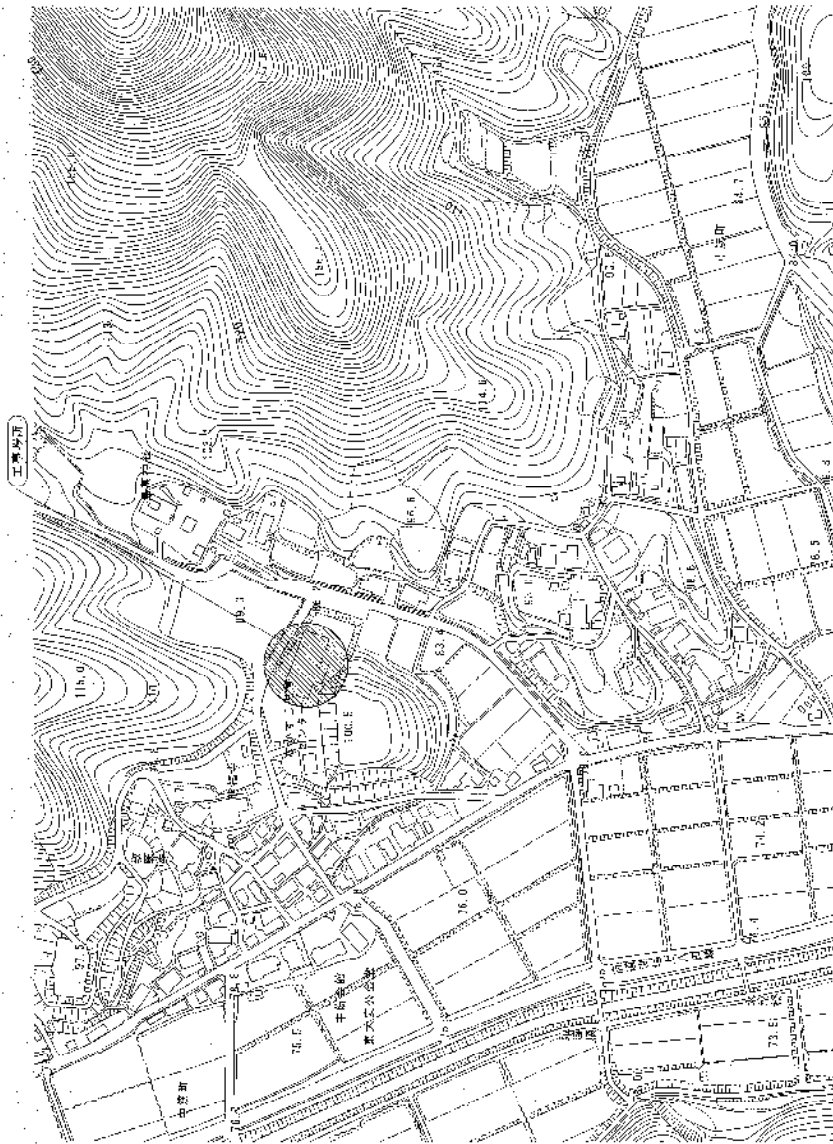
2) 主任技術者

- 1 管工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

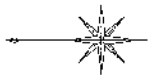
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



1/2. 100



綾部市公告第98号

清山荘照明設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札(分離発注受注制限方式)とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 43号
- (2) 工 事 名 清山荘照明設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市里町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 照明器具取替 363灯
変圧器取替 1基
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和9年 3月24日まで(210日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式―1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年７月２７日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月３０日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３１日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月３０日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年８月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年８月６日（木）から

令和８年８月７日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年８月１２日（水）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年8月19日（水）午前9時から午後6時まで
令和8年8月20日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月21日（金）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築電気設備工事（No. 7）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市の分離発注工事の受注制限に関する取扱試行要領の対象工事とします。

(分離発注受注制限方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第 5 0 8 4 3 号 清山荘照明設備改修工事	1	本案件
第 5 0 8 4 4 号 清山荘空調設備改修工事	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

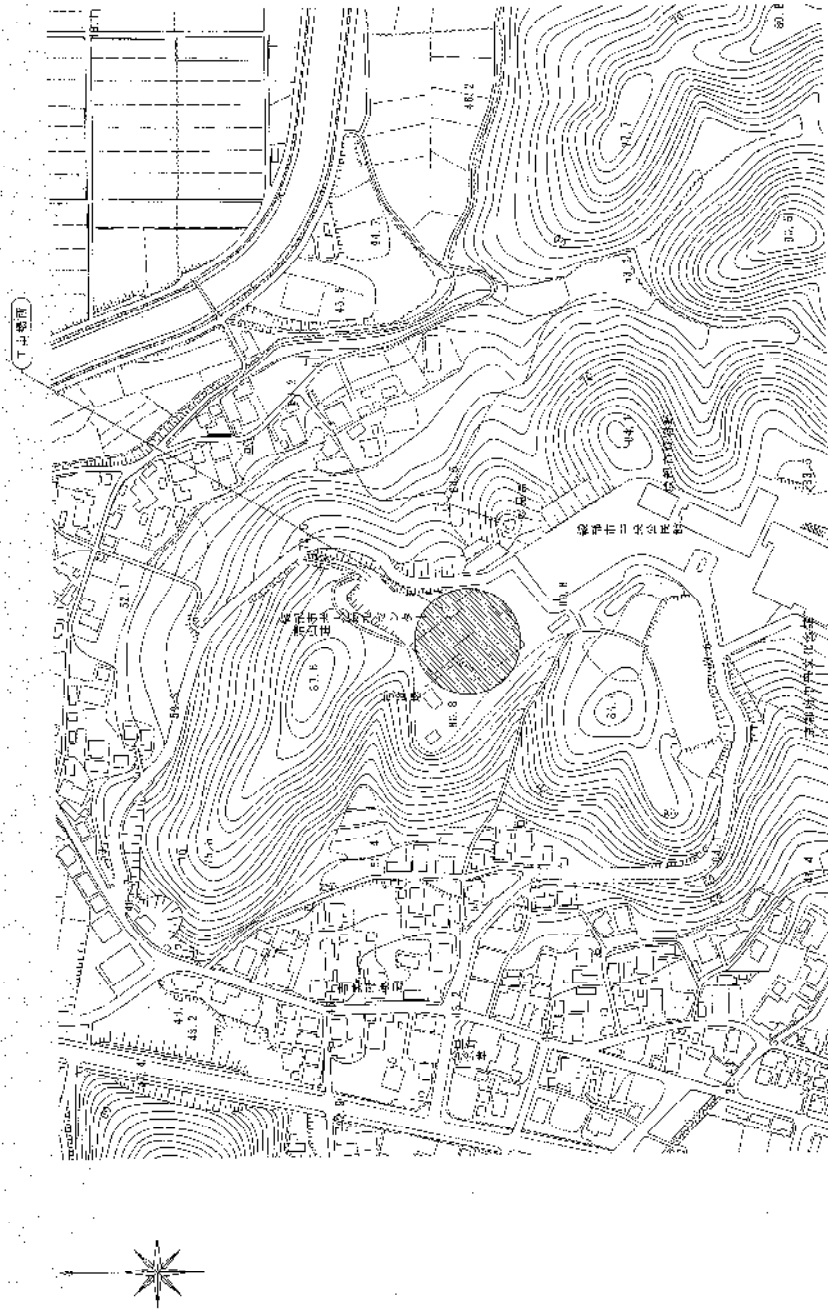
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第99号

刈垣町外配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 46号
- (2) 工 事 名 刈垣町外配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市刈垣町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 配水管布設工 DCIP (GX) $\phi 150$ L=267m
給水戸数 N=8戸
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和9年 3月14日まで（200日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資

格確認申請書」(別記様式一2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月27日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年7月30日(木) 午前9時から午後6時まで

令和8年7月31日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年8月6日(木) から

令和8年8月7日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年8月12日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載

します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和８年８月１９日（水）午前９時から午後６時まで
令和８年８月２０日（木）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は８月１９日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、８月２０日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

(2) 開札の日時

令和８年８月２１日（金）午前１１時１０分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和７年４月１日改正」の「一般土木工事等（No. １）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第508 46号 湊垣町外配水管布設替工事	1	本案件
第508 47号 岡安町配水管布設替工事	2	
第508 48号 小貝町配水管布設替工事	3	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

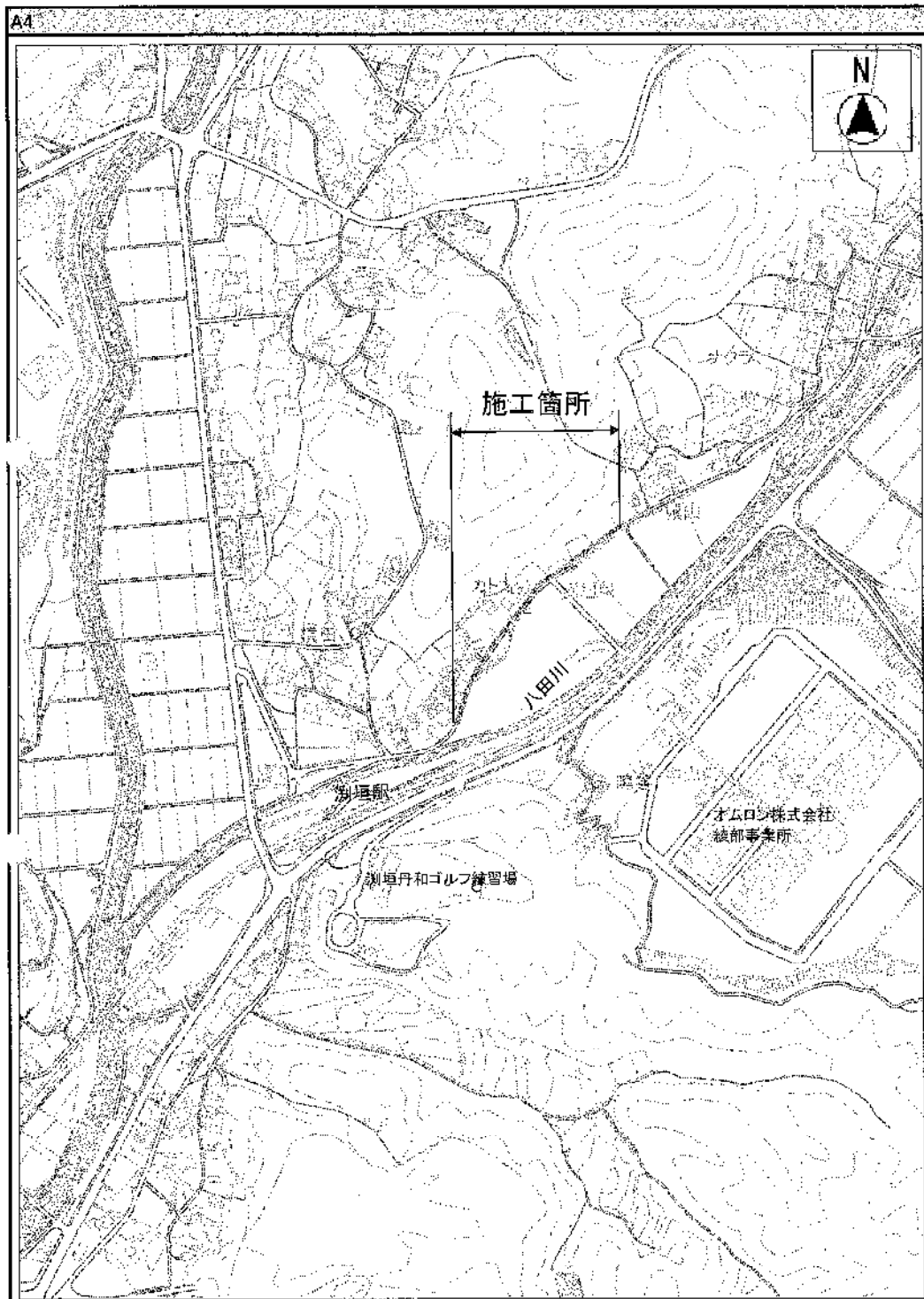
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第100号

岡安町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札(取り分け方式)とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 47号
- (2) 工 事 名 岡安町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市岡安町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 配水管布設工 DCIP(GX) $\phi 150$ L=216m
配水管布設工 DCIP(GX) $\phi 75$ L=3m
給水戸数 N=5戸
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和9年 3月 4日まで(190日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとしします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入

札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年７月２７日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月３０日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３１日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月３０日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年８月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年８月６日（木）から

令和８年８月７日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和8年8月12日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年8月19日(水)午前9時から午後6時まで
令和8年8月20日(木)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年8月21日(金)午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り分け方式実施要領の対象工事とします。

(取り分け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第508 46号 湊垣町外配水管布設替工事	1	
第508 47号 岡安町配水管布設替工事	2	本案件
第508 48号 小貝町配水管布設替工事	3	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

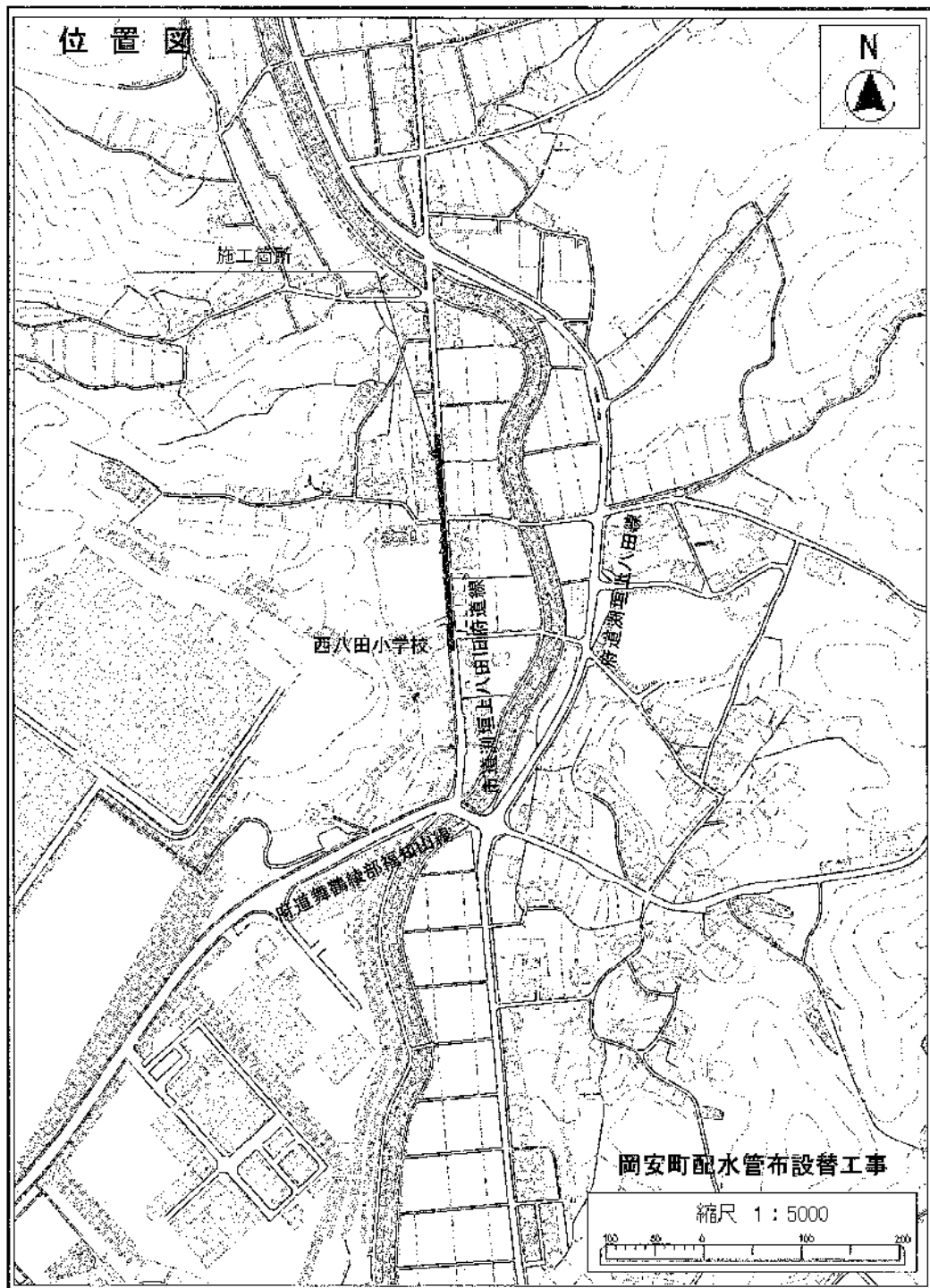
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第101号

小貝町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札(取り分け方式)とします。

令和8年7月27日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 48号
- (2) 工 事 名 小貝町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市小貝町(別添位置図参照)
- (4) 工事概要 配水管布設工 PEPφ100 L=398m
給水戸数 N=1戸
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和8年 8月27日から
令和9年 2月22日まで(180日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式ー1)とともに「一般競争入札参加資

格確認申請書」(別記様式一2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年7月27日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年7月30日(木) 午前9時から午後6時まで

令和8年7月31日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年8月6日(木) から

令和8年8月7日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年8月12日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載

します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和８年８月１９日（水）午前９時から午後６時まで
令和８年８月２０日（木）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は８月１９日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、８月２０日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

(2) 開札の日時

令和８年８月２１日（金）午後１時３０分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和７年４月１日改正」の「一般土木工事等（No. １）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第508 46号 湊垣町外配水管布設替工事	1	
第508 47号 岡安町配水管布設替工事	2	
第508 48号 小貝町配水管布設替工事	3	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

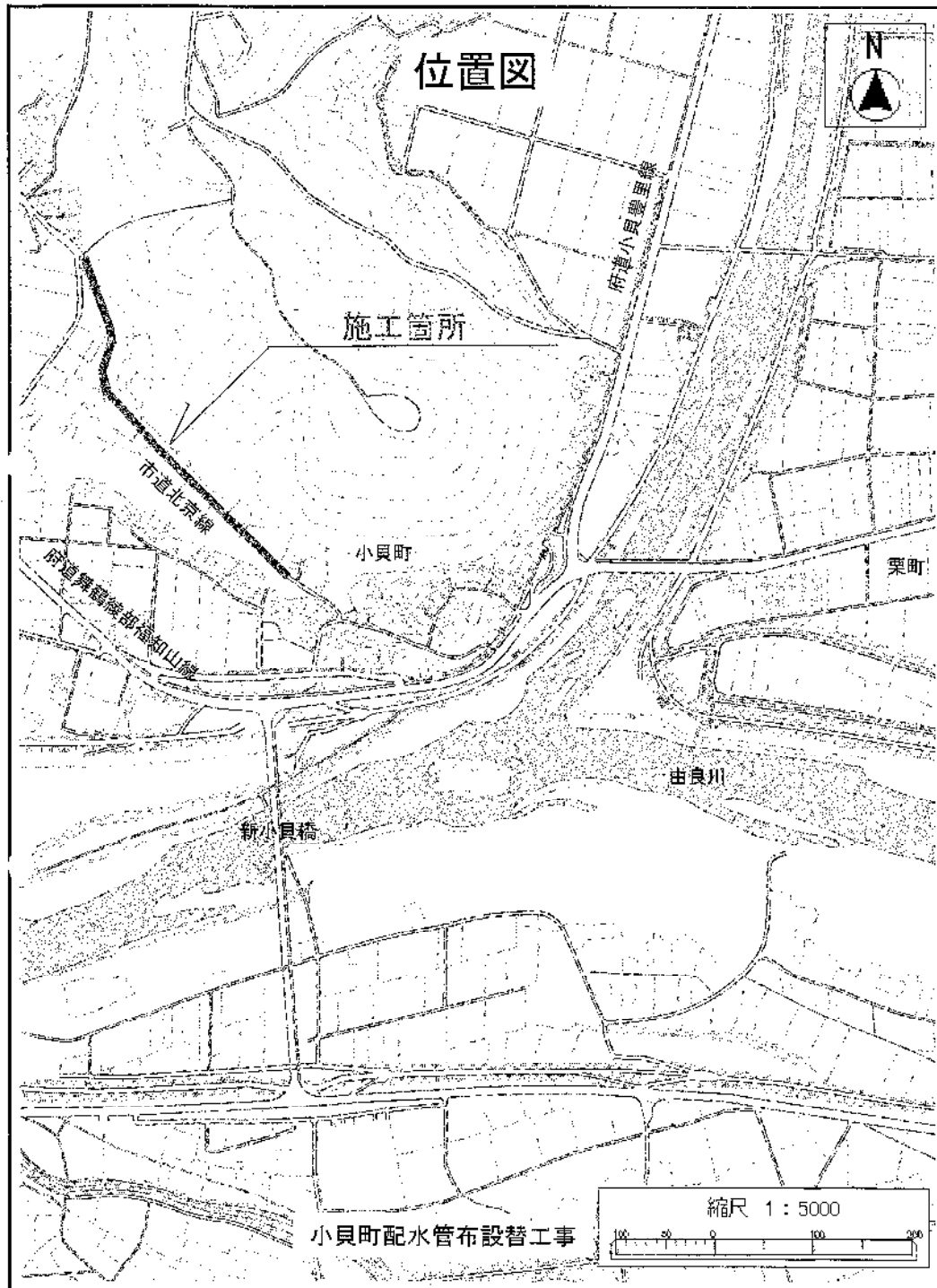
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 0 2 号

あやべ温泉等 E S C O 事業に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 あやべ温泉等 E S C O 事業について、委託業者の選定にあたり別添「あやべ温泉等 E S C O 事業提案募集要領」により実施する。

あやべ温泉等E S C O事業
提案募集要領

令和8年7月
綾部市

1. 趣 旨

綾部市（以下、「市」という。）は、「あやべ温泉」、「二王公園」の照明ＬＥＤ化および空調設備改修を効率的・効果的に実施し、施設の省エネルギー化を図ることを目的に ESCO（Energy Service Company）事業を活用した提案を公募する。

本募集では、民間事業者（以下、「事業者」という。）から、設計、施工、管理、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下、「提案」という。）を受けるために公募を行い、市にとって最も優れていると考えられる提案を選定し、最も優れている提案を行った事業者（以下、「優先交渉権者」という。）は、市と契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合のみ契約締結し本事業を実施する。

2. 目 的

- （１）環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- （２）光熱水費及び維持管理費の効果的な削減
- （３）老朽化した設備更新による長寿命化対策

3. 事業名称及び内容等

事業名称

あやべ温泉等 ESCO 事業

契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（事業者が提案する事業に要する初期費用分の資金を市が負担する。）

事業内容

事業者は、市と締結する契約に基づき、対象施設において省エネルギー率と CO2 削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス（以下、「ESCO サービス」という。）を提供し、市は ESCO サービスに対する報酬（以下、「ESCO サービス料」という。）を支払う。

（１）提供するサービス

事業者は、市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等（以下、「ESCO 設備」という。）を導入し、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱水費削減額やエネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む ESCO サービスを提供する。

（２）運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任で ESCO 設備の運転管理等及び省エネルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、市の承諾の下に維持管理を行うものとする。併せて、ESCO 設備及び市の既存設備等に関する運転

指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行う。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものとする。

(4) ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、市に ESCO 設備の引き渡しを行う。

(5) ESCO サービス料（いずれも消費税を含む。）

ア 改修工事等サービス料限度額 138,360,000 円

※詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

イ 維持管理等サービス料限度額 3,217,500 円（3年総額）

※ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

(6) ESCO サービスの契約期間は、改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(7) 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は次のとおりとする。

ア 照明設備の LED 化

イ 空調設備を高効率空調に更新

(8) 任意改修設備

必ず更新改修等を要する設備ではないが、その他既存設備の更新改修等についても同様に評価を行う。

※上記設備機器の更新に係る配線、動力設備、幹線設備、受変電設備等において改修が必要な場合はそれを含む。また、改修による不要機器・配管等の撤去、補修及び建築附帯・仮設工事等を行うこと。

(9) 対象施設

ア 施設名：あやべ温泉

場 所：綾部市睦寄町在ノ向10

イ 施設名：二王公園

場 所：綾部市睦寄町和上50

(10) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその他関連業務

- イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその他関連業務
- ウ 改修工事等サービスの完了検査後の市への ESCO 設備の引き渡し業務
- エ 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成及び助言業務
- カ 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 契約期間内におけるエネルギー削減量の保証業務

(11) 事業スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和8年10月上旬（予定） |
| イ 契約の締結 | 令和8年11月下旬（予定） |
| ウ 改修工事等サービス期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| エ 維持管理等サービス期間 | 令和9年4月1日～令和12年3月31日 |

4. 応募条件

応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- (2) グループで応募する場合は、次の「応募者の役割」で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- (3) グループでの参加表明時は、構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、提案に係る諸手続（応募を含む。）及び契約に係る諸手続を行うこと。

応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担すること。
 - ア 事業役割 市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
 - イ 設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
 - ウ 建設役割 建設に関する業務を全て実施する。
 - エ その他役割 上記ア～ウ以外の運転、維持管理、計測・検証、運用改善等に関する業務を実施する。
- (2) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- (3) 下請け業者や協力事業者等の選定の際は、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 応募者は、「11. 参加表明提出書類・作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び光熱水費削減額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績（提案のみを除く。）があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (3) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けている者
- (4) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - (7) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
 - (10) 国税及び市税を滞納していない者
 - (11) 不正な手段を用いて本 ESCO 事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
 - (12) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。市は本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約を締結した時点で著作権は市に帰属する。
- (3) 特許権等
ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESC0 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESC0 提案書を無効とする。

(10) 市内事業者の活用

本事業の実施に当たっては、市内事業者及び既存のメンテナンス業者を最大限に活用し、メンテナンスは原則として現行の水準を下回らないようにすること。

5. 事業者選定の流れ

参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たしている場合は提案書の提出を文書で要請する。

最優秀及び優秀提案者の選定

あやべ温泉等 ESC0 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

詳細協議

最優秀提案者は ESC0 契約に向けての優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、市と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

事業者の選定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に事業者と契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

6. スケジュール

本公募等に係るスケジュールは次のとおり。なお、変更があった場合は市ホームページに掲載する。

日 程	内 容
令和8年7月27日	公募開始（市ホームページ及び公告）
令和8年7月27日から8月3日	募集要項に関する質疑受付
令和8年8月10日	募集要項に関する質疑質問回答(予定)
令和8年8月18日	参加申請受付期限
令和8年8月20日	参加資格審査通知及び提案要請書の送付
令和8年8月24日から25日	現場ウォークスルー調査
令和8年8月27日まで	現場ウォークスルー調査に係る質問受付
令和8年9月4日	現場ウォークスルー調査に係る質問回答 (予定)
令和8年9月4日から14日	ESCO事業提案書類受付
令和8年9月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング（オンラインで実施）(予定)
令和8年10月上旬	最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知 (予定)
令和8年10月上旬	選定結果等の公表(予定)
令和8年10月下旬～11月下旬	契約締結に向けた詳細協議及び契約
契約締結日から令和9年3月31日まで	設計・工事期間（試運転等含む）
令和9年4月1日から	維持管理期間開始
令和12年3月31日	維持管理期間終了

ESCO 提案募集の手続き

(1) 募集要領の公表

募集要領は、令和8年7月27日(月)から市ホームページで公表する。

(2) 募集要領に関する質問

本要領に関する質問は、次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年7月27日（月）から8月3日（月）正午必着

ウ 回答

令和8年8月10日（月）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年7月27日（月）から8月18日（火）正午必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「11. 参加表明提出書類・作成要領」を参照

(4) 参加資格審査通知及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和8年8月20日（木）に市から応募者（代表者）にメール等により通知する。また、資格が確認できた場合は提案要請書を送付する。

(5) 現場ウォークスルー調査

市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細は提案要請書等と併せて通知する。

ア 日時

令和8年8月24日（月）から25日（火）

詳細な日時は、市及び応募者と協議の上で決定する。

イ 場所

あやべ温泉（綾部市睦寄町在ノ向10）、二王公園（綾部市睦寄町和上50）、綾部市役所（綾部市若竹町8番地の1）

ウ 内容

現地調査及び資料閲覧（ただし、25日は資料閲覧のみ）

(6) 現場ウォークスルー調査に関する質問

現場ウォークスルー調査に関する質問は次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年8月24日（火）から8月27日（木）午後5時必着

ウ 回答

令和8年9月4日（金）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして

同等の効力を持つものとする。

(7) ESC0 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査参加後、調査結果及び市が提供する「14. 配布・閲覧資料」に示す資料等を基に「12. ESC0 提案書類・作成要領」に従い、ESC0 提案書類を作成し持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年9月4日（金）から14日（月）午後5時必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「12. ESC0 提案書類・作成要領」を参照

(8) 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、9月14日（月）午後5時までに提案辞退届（様式第7号）を事務局に持参又は郵送で提出すること。

(9) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

令和8年9月下旬に予定。

ESC0 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会において、事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も点数の高かった者を選定する。また、提案者が1者の場合においても、選定委員会を開催する。審査基準については、別紙「保健福祉センターESC0 事業 ESC0 提案審査評価項目（点数判別方式）」（以下「評価項目」という。）を参照のこと。

7. 審査及び通知等

審査及び通知

選定委員会は総合的に ESC0 提案書の審査を行う。

(1) 応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

(2) 最優秀提案者を ESC0 契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、メール等で通知する。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、市ホームページで公表する。

失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記述があった場合
- (3) 価格提案が ESCO サービス料の上限を超える場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 本募集要領の条件に違反すると認められた場合

8. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成すること。

提示条件

- (1) 省エネルギー率
施設全体の省エネルギー率が 15% 以上になるような提案を心がけること。
- (2) 提案に関する事項
必ず更新改修等を要する設備は「3 (7) 指定改修設備」のとおりとする。

改修工事に関する共通条件

- (1) 工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。
- (2) 改修工事は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施すること。原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。
- (3) 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。
- (4) 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。
- (5) 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無の再確認及び含有率分析の上で別途市と協議を行うこと。
- (6) 市は、事業場所において受電設備の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者は ESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- (7) 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測・検証方法を示した上で確実に検証結果を示すこと。なお、照明器具における計測・検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省

のマニュアル等で示されている手法（「計測・検証方法の設定（官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル）」を基に適切な手法を採用すること。

事業の遂行

- （１）令和 9 年 3 月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和 9 年 4 月 1 日から ESCO サービスを提供すること。
- （２）「3（10）業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

設計・施工に関する事項

「14. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

ベースライン及び削減保証額の設定

- （１）ベースラインの設定
 - ア 応募者は、市から提供される令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の 3 年間のエネルギー使用量及び光熱水費単価（以下「ベースライン」という。）を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。
 - イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、市と合意する必要がある。
- （２）光熱水費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定
 - ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱水費単価は、ベースラインを参考にする。ただし、エネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は全て税込みとし、算定根拠を明示すること。
 - イ 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の 70%以上とすること。

ESCO サービス料の支払い等

- （１）ESCO サービス料の上限
 - 「3（5）ESCO サービス料」のとおりとする。
- （２）ESCO サービス料の内訳
 - ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。
 - ア 改修工事等サービス料

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- b ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- c ESCO 設備に係る工事等費用
- d ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- e 計測・検証用計測機器設置費用
- f その他

イ 維持管理等サービス料

- a ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- b 計測・検証に係る費用
- c ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- d その他

(3) ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(4) 支払方法

- ア 改修工事等サービス料は、ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。
- イ 維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、市と優先交渉権者との協議によるものとする。
- ウ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに市に請求書を送付すること。
- エ 市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。
- オ 「実現した光熱水費削減額」が「光熱水費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱水費削減保証額－実現した光熱水費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。
- カ 支払いは、市の通常の方法によるものとする。
- キ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- (1) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を市が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- (2) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、市との協議により承諾を受けなければならない。
- (3) ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

運転及び維持管理に関する事項

(1) 運転管理方針の提示について

- ア 事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成すること。
- イ 市及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、市職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、市職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。
- ウ 事業者は、既存設備に関する運転状況を市の了解のもと、必要に応じて調整し、市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2) ESCO 設備の維持管理について

- ア 事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。
- イ 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、市の設備管理業務受注者に研修を行い、適切に引継ぎを行うものとする。

計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び光熱水費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を市に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、市はそれを確認する。
- (3) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、市は第三者に依頼して計測検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、契約締結時までに「8. 提示条件」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9. 事業の実施に関する事項

誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要領、配付資料及びに ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

ESCO 契約期間中の事業者と市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

市と事業者との責任分担

(1) 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- イ ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に故意又は重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の提言が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○

	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税に関するもの		○
	保険	設計・改修・維持管理における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもの)	○	○
計画・設計段階	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募等コスト	応募等コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償責務		○
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (工事費に対して影響のあるもの)	○	○
	用地の確保	設置場所の確保	○	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡の延期		○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	一時的損害	引渡前に改修目的物等に関して生じた損害		○
		引渡前に改修に起因して施設に生じた損害		○

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
支払関係	支払遅延・不能	市の責による、支払の遅延・不能	○	
	支払遅延・不能	計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
	計画変更	省エネルギー保証行為の不履行		○

係		用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
維持管理関連	計画変更 立入許可	事業者が必要と考える計画変更		○
		合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESCO 設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する市の施設・設備の損傷		○
		上記以外の事故・火災による市施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による市の施設の損傷	○	
		火災・天災などの不可抗力による ESCO 設備の損傷	○	
	設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
計測・検証	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

10. 契約に関する事項

契約締結時期

令和8年11月下旬（予定）

契約の概要

本契約は、募集要領、包括的エネルギー管理計画書に基づき、市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改

修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

1 1. 参加表明提出書類・作成要領

参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副2部（副はコピー可）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) グループ構成表（様式第3号）
- (3) 履行保証書（様式第4号）
- (4) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (5) 会社概要（A4判1部、様式第5号の1から第5号の3）
- (6) 特定建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）
- (7) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- (8) 各資格者免許証の写し
- (9) 管理技術者免許証の写し

※(1) から(5) 及び(7) は構成員全て、(6) 及び(9) は建設役割、(8) は該当者が提出すること。

※グループで参加の場合、(1) 以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、市との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

作成要領

- (1) 参加表明書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。
- (2) グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。
- (3) 履行保証書（様式第4号）
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。
- (4) 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決

算分も提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(5) 会社概要

A 4 版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。（書式自由）

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数

(6) 企業状況表（様式第 5 号の 1）

(7) 有資格技術職員内訳表（様式第 5 号の 2）

(8) 各役割の責任者業務実績表（様式第 5 号の 3）

(9) 特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第 3 条 1 項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。

発注者：発注者名を記入すること。

受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）

契約年月日：契約締結日を記入すること。

契約期間：契約開始及び終期を記入すること。

施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。

主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を添付すること。

(11) 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(13) その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

1 2. ESCO 提案書類・作成要領

ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたものを 11 部提出すること。

- (1) 提案書提出届（様式第 8 号）
- (2) 提案書（様式第 8 号から第 13 号）
- (3) 主要機器等の設置計画図（様式第 14 号）

作成要領**(1) 一般的事項**

- ア 企画提案書の様式は原則として A 4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS 明朝 10.5 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A 4 版横、A 3 版横で使用する。A 3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- イ 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。
- ウ 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。
- エ 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。
- オ エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.76MJ/kWh ※1	0.420kg・CO ₂ /kWh ※2

※1：「エネルギーの使用等の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2：関西電力（株）の 2022 年度実績（調整後排出係数）

(2) 提案総括表

- ア 提案概要（様式第 10 号の 1）
提案する ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容について A 4 版 2 枚以内で記述すること。
- イ 改修提案項目一覧（様式第 10 号の 2）
省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記述すること。ただし、ここで示す光熱水費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。
- ウ 事業内容提案書（様式第 10 号の 3）
光熱水費年間削減予定額、光熱水費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等について記述すること。

(3) 技術提案書

- ア 省エネルギー改修項目等説明書（様式第 11 号の 1）

省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。

- イ 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第11号の2）
工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。
- ウ ESC0 設備と既存設備の関係（様式第11号の3）
導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。
- エ 市内企業等の参画（様式第11号の4）
下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

（4）事業資金計画書

- ア 事業収支計画書（様式第12号の1）
ESC0 サービス期間における事業全体の収支計画を作成すること。用紙はA4版横書きとする。別途内訳がある場合は添付のこと。
- イ 資金計画表（様式第12号の2）
事業費の調達に関する考え方について、自己資本と外部借入金の金額、外部借入金の金額、外部借入等がある場合にはその内訳、借入条件等を記入すること。また、その他の資金調達手法として検討していることがある場合や本事業において資金調達を予定している企業の借入条件等を記入すること。
- ウ 改修工事等サービス料に関わる経費計画書（様式第12号の3）
ESC0 設備における改修工事等サービス料について記入の上、市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

（5）維持管理等提案書

- ア 維持管理計画書（様式第13号の1）
 - a 維持管理計画
ESC0 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版2枚以内で記述すること。
 - b 維持管理見積書
維持管理等サービス期間中に毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこ

と。年度ごとに経費が異なる場合は、平均金額を示すこと。

イ 計測・検証計画書（様式第13号の2）

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば A4版2枚以内で記述すること。

（6）運転管理計画書（様式第13号の3）

ア 運転管理方針

ESCO 設備及び市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、市と事業者の役割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A4版1枚以内で記載すること。

イ 運営管理費見積書

毎年度要する運転管理費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ウ ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第13号の4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。

エ 主要機器等の設置計画図（様式第14号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと。書式の仕様は自由とする。

オ 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気・上水道について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。書式の仕様は自由とする。

カ 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とする。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

(7) その他補足資料

提案書を補足説明する場合の書式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

13. プレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ

作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）すること。その際は、会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

電子データ提出方法

CD-ROMに収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの（2スライドを1ページにて表示）を11部提出すること。

受付期限

令和8年9月4日（金）～18日（金）午後5時必着

注意事項

ESCO提案の審査は、ESCO提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

14. 配布・閲覧資料

配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

- (1) 令和5年度、令和6年度、令和7年度の月別光熱水費及び使用量
- (2) 光熱水費単価
- (3) 機器リスト
- (4) 指定改修設備仕様書

閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。市へのコピー依頼等は、一切受け付けない。なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

(1) 閲覧資料

- ア 図面（主に建設当時のもの）
- イ メンテナンス記録

ウ その他関連資料

(2) 閲覧期間

令和8年8月24日（月）から25日（火）まで（現場ウォークスルー当日）

(3) 閲覧場所

あやべ温泉、綾部市観光交流課

15. 留意事項

- (1) 本事業に係る情報公開請求があった場合、綾部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 事業者から幅広く公募するため、民間事業者の地域要件は定めていないが、応募者が市外の事業者の場合、下請け業者や協力事業者等の選定の際、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

16. 事務局（問い合わせ先）

本 ESCO 提案公募に係る事務局は以下のとおりとする。

担当窓口：綾部市定住交流部観光交流課

住 所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1

電 話：0773-42-4273

F A X：0773-42-4406

Eメール：kankokoryu@city.ayabe.lg.jp

詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

契約請負業者は、詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、主に以下の書類を参考として市に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定める。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、市の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

1. 詳細設計

設計にあたっては、市と十分に協議し、主に次の成果品を提出する。なお、提出形態は背張製本 A 2、A 3 各 1 部及び CD-R（CAD データの保存形式は JWW 形式）1 部とする。

（1）図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所を明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

ア 共通図面

表紙、図面リスト、工事区分表、位置図、配置図

イ 機械図面

仕様書、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、各階配管図、各階ダクト図、換気設備図、自動制御図、その他（必要な図面のみ）

ウ 電気図面

仕様書、配置図、受変電設備図（機器仕様図・単線結線図）、幹線設備図、電灯設備図（各階平面・器具姿図）、動力設備図（各階平面）、弱電設備図（各階平面図）

エ 建築図面

仕様書、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、展開図、建具表、その他（必要な図面のみ）

（2）工事費積算書

（3）拾い出し図

（4）積算数量算出書（各工種拾い出し、代価表）

（5）積算数量調書（3 社見積、問合先一覧、見積原稿、見積比較表、刊行物単価比較表）

（6）概略工程表

（7）各種技術資料・計算書

- (8) リサイクル計画書
- (9) 官公庁打合記録
- (10) その他必要な図面・書類

2. 工事施工時

- (1) 事業者は、建設業法に規定される監理技術者を設置し、施工監理を行うものとする。
- (2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「監理指針」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。
- (4) 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。
- (5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合、市に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。
- (6) 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。
- (7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し市の確認を受けること。
 - (工事着工時)
 - ・現場代理人・主任技術者(監理技術者)届、経歴書及び資格証明書
 - ・産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し
 - ・労災保険成立証明書
 - ・施工計画書
 - ・施工体制台帳写し及び施工体系図写し
 - ・石綿の事前調査書類一式
 - ・安定器のPCB含有の確認
 - (工事完成時)
 - ・完成写真
 - ・工程写真
 - ・試験結果報告書
 - ・産業廃棄物監理票(マニフェスト)
 - ・納品書、出荷証明書
 - ・質疑回答書
 - ・完成図面製本 黒表紙 A4 版(金文字) 4 部

※変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。
 ※納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。

- ・完成図の電子媒体
CD-R 1部（JWW形式 解像度 300dpi 程度）
 - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書 各種許認可書の写し
など）各書類ともファイル綴じすること。
- （８）その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを市に提出するものとする。

あやべ温泉等E S C O事業
提出書類様式

令和8年7月
綾部市

様 式 リ ス ト

使用 時期	書類 符号	様式番号	書 類 名	提出 部数
質問		様式第1号	質問書	各 1 部
参 加 表 明		様式第2号	参加表明書	
		様式第3号	グループ構成表	
		様式第4号	履行保証書	
		様式第5号の1	企業状況表	
		様式第5号の2	有資格技術職員内訳表	
		様式第5号の3	各役割の責任者業務実績表	
		様式第6号	E S C O 関連事業実績一覧表	
提 案 共 通		様式第7号	提案辞退届	2部
		様式第8号	提案書提出届	
		—	提出書類の体裁（共通）	—
提 案		様式第9号	提案書表紙（共通）	各 2 部
	①	様式第10号の1	提案総括表 (ア) 提案概要	
	①	様式第10号の2	提案総括表 (イ) .改修提案項目一覧表	
	①	様式第10号の3	提案総括表 (ウ) 事業内容提案書	
	②	様式第11号の1	技術提案書 (ア) 省エネルギー改修項目等説明書	
	②	様式第11号の2	技術提案書 (イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書	
	②	様式第11号の3	技術提案書 (ウ) E S C O 設備と既存設備の関係	
	②	様式第11号の4	技術提案書 (エ) .市内企業等の参画	
	③	様式第12号の1	事業資金計画書 (ア) 事業収支計画書	
	③	様式第12号の2	事業資金計画書 (イ) 資金計画表(1)(2)	
	③	様式第12号の3	事業資金計画書 (ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書	
	④	様式第13号の1	維持管理等提案書 (ア) 維持管理計画書	
	④	様式第13号の2	維持管理等提案書 (イ) 計測・検証計画書	
	④	様式第13号の3	維持管理等提案書 (ウ) 運転管理計画書	
	④	様式第13号の4	維持管理等提案書 (エ) E S C O 設備の信頼性に関する計画書	
	⑤	様式第14号	主要機器等の設置計画図	

(様式第 1 号)

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

あやべ温泉等E S C O事業

標記事業について、以下のとおり質問します。

質問内容：

※質問は、具体的かつ簡潔に記入すること

※グループで参加予定の場合は、代表者が提出すること

(様式第2号)

令和 年 月 日

綾部市長

様

(提出者) 住所

会社名

代表者名

印

参加表明書

あやべ温泉等ESCO事業業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部課名：

氏 名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書きで上段に記入すること

(様式第3号)

グループ構成表

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

あやべ温泉等E S C O事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

代表者：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

グループ構成員：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担 当 役 割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ()]

注 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

(様式第4号)

履 行 保 証 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲があやべ温泉等E S C O事業に関するE S C O事業提案の優秀提案として採用され、最終的に市と▲▲▲▲▲▲がE S C O契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係るE S C O事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、E S C O事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、綾部市の運営に支障を及ぼさないために、綾部市と▲▲▲▲▲▲が締結したE S C O契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保証人：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

■■■■■■■ (代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

(様式第 5 号の 1)

企 業 状 況 表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
ISO 9000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
ISO 14000 シリーズ 認証取得状況	(認証部署等) (適用規格) (審査登録機関) (登録番号)
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条 の 4 の規定に該当する者	有 無 (有の場合の理由)
本募集要領の公表の日(以下「公表の日」という。) から 提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和 24 年法 律第 100 号) 第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定に よる営業停止の処分を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工 事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受 けている者	有 無 (有の場合の理由)
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う 契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく、入札 等排除措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由)
役員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(令和 3 年法律第 21 号) 第 2 条第 6 号に 規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員等(綾部市暴 力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等及び同 4 条 に規定する暴力団密接関係者)である者	有 無 (有の場合の理由)
商法(明治 32 年法律第 48 号)の規定による会社の整 理の開始を命ぜられている者	有 無 (有の場合の理由)
民事再生法(令和 11 年法律第 225 号)の適用を申請し た者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定 がされている者	有 無 (有の場合の理由)
会社更生法(令和 14 年法律第 154 号)の適用を申請し た者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定 がされている者	有 無 (有の場合の理由)
国税及び本市市税を滞納していない者	有 無 (有の場合の理由)

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○をつけること。

(様式第5号の2)

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳				人 数		合 計
建 築 工 事	一級建築士			人		
	一級建築施工管理技士			人		
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計	____人	
		躯体	人			
		仕上げ	人			
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士			人		
	二級電気工事施工管理技士			人		
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
管 工 事	一級管工事施工管理技士			人		
	二級管工事施工管理技士			人		
	監理技術者			人		
	その他(※1)			人		
技術士		建設	人	小計	____人	
		電気・電子	人			
		機械	人			
		衛生工学	人			
エネルギー管理士				人		
建築設備士				人		
その他(※1)				人		

※1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名：)

(様式第5号の3)

各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数 資 格	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績		
		実施年度	立場	業務概要
事業役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類：			
				
設計役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類：			
				
建設役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類：			
				
その他役割責任者 社名 氏名 年齢 才	経験年数 年			
	資格の種類：			
				

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)：)

ESCO関連事業実績一覧表

事業 件 名	発 注 者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施 設 の 概 要			主 な 契 約 内 容				
						用 途	構 造 ・ 規模面積	工 事 完 了 年 月	対 象 機 器	対 象 建 物 全体の省エ ネルギー率	パフォーム契約の 有無と種類 (ギガワット/シェアード)	保 証 の 有 無	計 測 ・ 検 証 の 有 無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無
							m ²	年 月		%	有 (G・S)・無	有・無	有・無

注 1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注 2) 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注 3) ESCO 事業におけるパフォームマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギャランティード・セイビングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セイビングス契約は ESCO 事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注 4) 上記の各契約を証明できる書類を提出すること。

(企業名：)

(様式第 7 号)

提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(代表者印)

あやべ温泉等 E S C O 事業

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書きで上段に記入すること

(様式第8号)

提 案 書 提 出 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(代表者印)

あやべ温泉等E S C O事業

提案要請番号：第 号

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

記

- ①提案総括表
- ②技術提案書
- ③事業資金計画書
- ④維持管理等提案書
- ⑤工事工程表
- ⑥主要機器等の設置計画図
- ⑦市内企業選定計画書

担当責任者氏名

所 属 ・ 職 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること。

【記載例】

提出書類の体裁（共通）（サイズは A4 版とする）

(1) 提案要請番号

ページ右下すみに「提案要請番号」を記入すること。

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(2) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を記入すること。（例：②－１）

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

(3) 本文

文字の大きさ：MS 明朝体 10.5 ポイント程度

字数：40 行×40 文字程度

(3) 本文

(2) 各提案書番号 - ページ番号 → ②-1

あやべ温泉等ESCO事業
(提案要請番号：●●)

(1) 提案要請番号

(様式第 9 号)

あやべ温泉等 E S C O 事業提案書

① 提案総括表

提出日 令和 年 月 日

(様式第 10 号の 1)

① 提 案 総 括 表

(ア) 提案概要

ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容を記述すること。

注) A4 版 2 枚以内で記述すること。(図表も記入可)

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号：)

① 提案総括表

(イ) 改修提案項目一覧表 (消費税10%込み)

提案項目	電気・上水道 削減量		一次エネルギー ベース量 MJ/年		二酸化炭素 ベース量 kg-CO ₂ /年		光熱水費 年間 削減保証額 円/年 A	工事他 投資額 円 B	単 純 回収年 年 B/A
	種別	削減保証量 単位	削減保証量 MJ/年	削減率 %	削減保証量 kg-CO ₂ /年	削減率 %			
計	—	—							

注) 上水道については、一次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。

あやべ温泉等ESCO事業
(提案要請番号：)

(様式第 10 号の 3)

① 提 案 総 括 表

(ウ) 事業内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記入すること。

(消費税 10%込み)

①	光熱水費年間削減予定額	円／年	
②	光熱水費年間削減保証額	円／年	①の 70%以上
③	年間維持管理等サービス料	円／年	
④	削減保証額とサービス料の差(年額)	円／年	②－③
⑤	契約期間	3 年	
⑥	光熱水費削減予定総額	円	①× 3
⑦	光熱水費削減保証総額	円	②× 3
⑧	維持管理等サービス料総額	円	③× 3
⑨	削減保証額とサービス料（3 年間）の差（総額）	円	②× 3－⑧

< 参考 >

	一次エネルギー削減予定量	MJ／年	
	一次エネルギー削減予定率	%	
	一次エネルギー削減保証量	MJ／年	
	一次エネルギー削減保証率	%	
	二酸化炭素排出削減予定量	kg-CO2／年	
	二酸化炭素排出削減予定率	%	
	二酸化炭素排出削減保証量	kg-CO2／年	
	二酸化炭素排出削減保証率	%	

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号：)

(様式第 9 号)

あやべ温泉等 E S C O 事業提案書

② 技術提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第 1 1 号の 1)

② 技 術 提 案 書

(ア) 省エネルギー改修項目等説明書

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

1. 改修前と改修後の構成（システム）図
2. 対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容
3. 省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明
4. エネルギー削減量、光熱水費削減額、CO₂削減等に関する技術的、数値的根拠

注) 図表も記入可

あやべ温泉等E S C O事業
(提案要請番号：)

(様式第 1 1 号の 2)

② 技 術 提 案 書

(イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について記述すること。

注) A 4 版 3 枚衣内で記述すること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号:)

(様式第 1 1 号の 3)

② 技 術 提 案 書

(ウ) ESCO 設備と既存設備の関係

ESCO 設備と既存設備の関係、特に導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

注) A 4 版 3 枚以内で記述すること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号:)

(様式第 1 1 号の 4)

② 技 術 提 案 書

(エ) 市内企業等の参画

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号：)

(様式第9号)

あやべ温泉等ESCO事業提案書

③ 事業資金計画書

提出日 令和 年 月 日

③ 事業資金計画書

(ア) 事業収支計画書

(維持管理等サービス期間 3 年)

(消費税 10%込み 単位：円)

収支内訳		施工年度	初年度	2 年度	3 年度	合計
①収入（年間光熱水費削減保証額）						
年間光熱水費削減保証額		—				
②支出（工事費他）						
A：改修工事費等サービス料		計（a～f）	—	—	—	—
詳細診断費	（様式第12号の3）	a	—	—	—	—
設計費	（様式第12号の3）	b	—	—	—	—
工事費	（様式第12号の3）	c	—	—	—	—
工事監理費	（様式第12号の3）	d	—	—	—	—
計測機器設置費	（様式第12号の3）	e	—	—	—	—
その他 ※1		f	—	—	—	—
B：維持管理等サービス料		計（g～j）	—			
維持管理費	（様式第13号の1）	g				
計測・検証費	（様式第13号の2）	h				
運転管理費	（様式第13号の3）	i				
その他 ※1		j				
削減保証額とサービス料の差（①－②）		—				

注）版横書きで作成すること。（一の欄には記入しないこと。）

※1：その他について、別途内訳がある場合は添付すること。

あやべ温泉等ESCO事業
(提案要請番号：)

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (1)

1) 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入金の金額を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

事業費総額	百万円	資金調達企業主体名		
		自己資本	百万円	百万円
		外部借入金	百万円	百万円

2) 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

資金調達企業名 []

外部借入金	百万円	民間金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		政府系金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		その他社債等※		百万円
		発行条件		
		(発行時期、償還年限、表面利率等)		

注) 現在検討している金融機関名或いは社債内容について具体的に記入すること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号:)

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表 (2)

3) その他

資金調達手法として検討していることがある場合は記入すること。

4) 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件及び短期資金の借入条件を記入すること。

資金調達企業名 []

民間金融機関※		百万円
借入条件		
(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
政府系金融機関※		百万円
借入条件		
(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
その他社債等※		百万円
発行条件		
(発行時期、償還年限、表面利率等)		

注) 金融機関名或いは社債内容等については社債内容等について具体的に記入すること。

(様式第 1 2 号の 3)

③ 事業資金計画書

(ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書

ESCO 設備における改修工事等サービスに係る費用について記入のうえ、本市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

(消費税 10%込み)

項 目	金額(円)	備 考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
計測機器設置費		様式第 13 の 2
その他		
合 計		

※計測機器設置費を他の設備と一体のものとして、BEMS を整備する場合は工事費に含む。

BEMS 以外に係る費用がある場合は記載すること。

※その他の費用計上がある場合は、その内容と内訳を添付すること。

注 1) 各種合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること。

注 2) 金額には消費税を含め、積算根拠の記載にあたっては消費税額が分かるようにすること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号:)

(様式第 9 号)

あやべ温泉等 E S C O 事業提案書

④ 維持管理等提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第 13 号の 1)

④ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、A4 版 2 枚以内で記述すること。

b 維持管理費見積書

(消費税 10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号:)

(様式第13号の2)

④ 維持管理等提案書

(イ) 計測・検証計画書

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

b 計測機器設置費見積書

(消費税10%込み)

名 称	数 量	単位	単価(円)	金額(千円)	備 考
合 計					

c 計測・検証費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考(積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

d その他特記事項

計測・検証や性能検証等の業務を行う上で工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

あやべ温泉等ESCO事業
(提案要請番号:)

(様式第 1 3 号の 3)

④ 維持管理等提案書

(ウ) 運転管理計画書

a 運転管理方針

ESCO 設備および本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本市と事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚以内で記述すること。

b 運転管理費見積書

(消費税 10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

あやべ温泉等ESCO事業
(提案要請番号:)

(様式第 13 号の 4)

④ 維持管理等提案書

(エ) ESCO 設備の信頼性に関する計画書

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について記述すること。

注) A4 版 3 枚以内で記述すること。

あやべ温泉等 ESCO 事業
(提案要請番号:)

⑤ 主要機器等の設置計画図

ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）、および ESCO 設備と既存設備の
取り合い計画等を示すこと。



主要設備機器等の設置箇所図

※書式の仕様は自由とする。

あやべ温泉等 E S C O 事業
(提案要請番号：)

あやべ温泉等 E S C O 事業 評価基準

評価項目	評価内容			配点
全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5 点	10点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5 点	
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。		5点
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。		5点
提案項目①	E S C O 事業における環境への配慮やエネルギー削減効果の算定及び施策の提案	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点
		事業者が有するESCO事業に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点
提案項目②	技術力、実績等も含めた事業実施体制および管理体制について	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点
		事業者が有するESCO事業に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点
提案項目③	市内企業の配置計画と地域経済への波及効果に関する提案	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点
		事業者が有するESCO事業に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点
小計				65点
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5点	10点
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了にいたるまでに過程が明確に説明されているか。	5点	
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		5点
市内企業	綾部市内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。	市内に本店がある	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記以外	1点	
価格点	満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）			15点
小計				35点
合計				100点

【配点基準】

優れている	5点
標準	3点
劣っている	1点

綾部市公告第 1 0 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和 8 年 7 月 2 7 日 午後 4 時 5 0 分 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市上八田町地内 |
| 3 | 動 物 種 | 猫 |
| 4 | 毛 色 | 黒灰色 |
| 5 | 体 格 | 小 |
| 6 | 性 別 | 不明 |
| 7 | そ の 他 | 首輪等なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 8 年 7 月 3 1 日) までに引取りのないときは、
処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

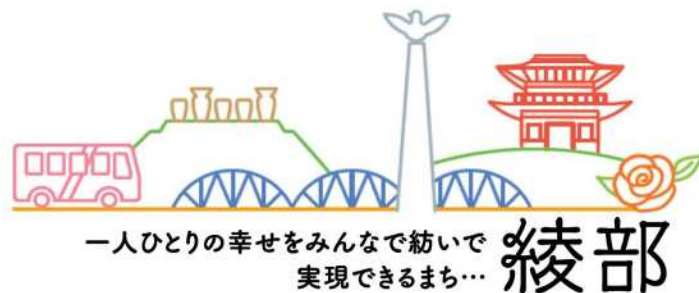
綾部市公告第 1 0 4 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 8 年 7 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 令和 8 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、最終合格発表以後必要に応じ採用します。



令和8年度

《第2回》綾部市職員採用試験

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（天文）・消防職員

■ 受 付 期 間

令和8年7月30日（木）～令和8年8月28日（金）

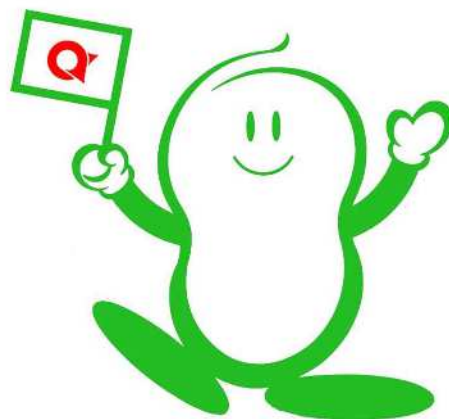
■ 採用予定日

令和9年4月1日

『綾部チャレンジ枠』

社会人経験者も募集します。

事務職員（デジタル人材）・土木技師等
を別途、通年募集しています。



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分		採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	一般	5名程度	平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した方若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
	綾部チャレンジ枠(社会人)		昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、 <u>民間企業等に通算して3年以上勤務した経験</u> を有する方	
事務職員(天文)	一般	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した方若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、 <u>天文に関する専門的知識</u> を有する方	天文館運営業務に従事
消防職員	一般	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した方若しくは大学を令和9年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事
	綾部チャレンジ枠(社会人)		平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、 <u>民間企業等に通算して3年以上勤務した経験</u> を有する方	

『綾部チャレンジ枠(社会人)』

民間企業等で培った経験やスキルは、綾部の未来を創る大きな財産です。

「綾部チャレンジ枠」では、前例にとらわれない柔軟な発想と熱意を持ち、地域の課題解決や新しいまちづくりに果敢に挑戦する人材を求めています。

- ▶ 地元の方から、Uターン・Iターン希望の方まで、綾部市に貢献したい熱意のある方
- ▶ 「綾部市で新しいことに挑戦したい！」という思いがある方
- ▶ 民間企業等で培った知識やスキル、ノウハウを行政の場で存分に活かしたい方 など

<職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

①「通算3年以上の職務経験」とは、令和8年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。

なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。

②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の内容、日時及び場所

試験区分		試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般	一般教養試験又は SPI3試験の選択	令和8年9月20日(日) 午前9時30分 (受付:午前9時から)	綾部市役所
	綾部チャレンジ枠 (社会人)	SPI3試験		
	共通	自己PRシート		
第2次試験	共通	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和8年10月17日(土)	
第3次試験	共通	面接試験	令和8年11月7日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

※ 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

試 験 内 容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
自己 PR シート	志望動機や経験、職務への意欲等について記入 試験時間30分(第1次試験会場にて記入) ※自己 PR シートは、第2次試験以降の面接資料としても使用します。
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座位前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体おこし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	＊綾部市ホームページの「令和8年度第2回度綾部市職員採用試験申込フォーム」から申し込んでください。 【一 般】 https://logoform.jp/form/39Fi/1715723 【綾部チャレンジ枠(社会人)】 https://logoform.jp/form/39Fi/1715744 ＊右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。  
受付期間	＊令和8年7月30日(木)午前8時30分～令和8年8月28日(金)午後5時15分 ＊受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 ＊メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 ＊使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。

※インターネットによる申込みができない方は、令和8年8月20日(木)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和8年10月8日(木)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和8年10月17日(土)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和8年11月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和8年11月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和8年度中の採用になる場合があります。なお、この名簿は、令和10年3月31日まで有効です。

(2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

<こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置>

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。

6 給与、福利厚生等

(令和8年4月1日現在)

区 分	大卒32歳 (職務経験10年)	大学の 新卒者	短期大学の 新卒者	高等学校の 新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	322,712 円	248,240円	231,655 円	214,321 円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

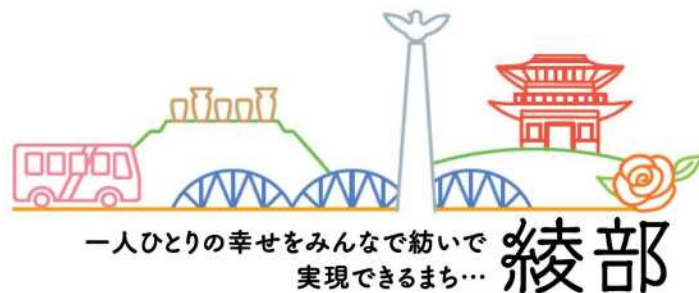
〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228





令和8年度

綾部市職員採用試験

《通年募集・通年採用》

■ 募 集 職 種

事務職員（デジタル人材）

土木技師

事務職員

■ 受 付 期 間

随時受け付けます。

■ 採用予定日

令和9年4月1日 または 令和8年度内



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>専門課程(情報処理、情報通信、情報工学、システム工学、データサイエンス、その他これらに類する情報系の課程)を修得した方又は修得見込みの方</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、<u>民間企業等で通算して3年以上情報系システム、通信基盤、DX 推進関係のいずれかの職務経験を有する方</u>	情報系システム関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、<u>民間企業等で通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方</u> 平成8年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>土木関係業務に興味のある方(専門知識、経験不問)</u> ※採用後、指定する研修プログラムの受講や OJT を通して、専門知識を修得していただきます。	土木関係業務に従事
事務職員	若干名	【行政リスタート枠】 次の要件をすべて満たす方 ①昭和51年4月2日以降に生まれた方 ②転職や結婚、出産、育児、介護等の理由により国または地方公共団体(綾部市含む)の職員を退職した方 ③国、または地方公共団体(綾部市含む)において、任期の定めのない正規職員として3年以上一般事務の職務経験を有する方	一般事務に従事

< 行政リスタート枠とは >

これまでの行政経験を活かし、即戦力として活躍できる方で、一度行政を離れて得た様々な経験や柔軟な発想、客観的な視点を生かし、地域の課題解決や新しいまちづくりに果敢に挑戦する人材を求めています。

<職務経験について>

『事務職員(デジタル人材)／土木技師』

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、申し込み時点において、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかの職歴に限ります。

『土木技師』

設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

『事務職員』

「通算3年以上の職務経験」とは、申し込み時点において、国または地方公共団体(綾部市含む)において、任期の定めのない正規職員として従事した期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①職務経験が複数期間の場合は、通算できます。
- ②休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	書類選考試験	随時受け付けます。	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	第1次選考合格後に案内します。	
第3次試験	面接試験	第2次選考合格後に案内します。	

試 験 内 容	
書類選考試験	エントリーシートを審査し、合格基準点に達するものを選考
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	＊綾部市ホームページの「令和8年度＜通年募集＞綾部市職員採用試験申込フォーム(エントリーシート)」から申し込んでください。 ＜事務職員(デジタル人材)、土木技師＞ https://logoform.jp/form/39Fi/1480145 ＜事務職員【行政リスタート枠】＞ https://logoform.jp/form/39Fi/1715988 ＊右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。
受付期間	＊随時受け付けます。(採用予定人員を満たした場合は、受付を終了します。) ＊メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、申し込みができない場合は、職員課まで連絡してください。 ＊使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
注意事項	＊申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 ＊申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 ＊申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。

※インターネットによる申し込みができない方は、職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和8年度中の採用になる場合があります。

6 給与、福利厚生等

(令和8年4月1日現在)

区 分	大卒32歳 (職務経験10年)	大学の 新卒者	短期大学の 新卒者	高等学校の 新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	322,712 円	248,240円	231,655 円	214,321 円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228



綾部市公告第 1 0 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 37 年綾部市条例第 14 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和 8 年 7 月 3 日

綾部市消防長 塩 見 幸 作

- 1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町（一丁目～三丁目）
- 2 催しの名称 令和 8 年度 あやべ水無月まつり
- 3 催しの開催期間 令和 8 年 7 月 25 日（土）10 時から 22 時まで
※露店による火気使用は主に 17 時以降

綾部市上下水道事業管理規程第5号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月6日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表災害派遣業務手当の項中「840円」を「1,120円」に、「1,680円」を「2,240円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月6日から施行する。

綾部市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和8年度第4回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年7月24日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和8年7月28日（火）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

議第15号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について